

地方分権改革に関する動向等について

◇ 国の動向

平成25年

- 3月8日 地方分権改革推進本部（本部長：安倍晋三総理大臣）設置
 - 4月12日 第1回地方分権改革有識者会議（座長：神野直彦東大名誉教授）開催
 - 6月7日 第3次一括法成立
 - 9月13日 「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」決定
 - 12月10日 「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望（中間とりまとめ）」を有識者会議が決定
 - 12月20日 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を閣議決定
- 平成26年（予定）
- 3月 第4次一括法案を閣議決定・国会提出
 - 4月 「総括と展望に関する最終とりまとめ」有識者会議が決定（6月に地方分権改革推進本部報告予定）

※第4次一括法案は「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」のうち法律事項を法案化。

◇ 本県の対応

3月に法案の国会提出が予定されている第4次一括法を見据え、国からの事務・権限の移譲に対して適切に対応を行う。

また、移譲以外の見直しについても、地方分権改革を推進するという「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」の基本的な考え方を踏まえ、積極的な活用を図る。

<事務・権限の移譲等の例>

【自家用有償旅客運送】

◇移譲等の内容

自家用有償旅客運送（市町村やNPO等による自家用車を活用した高齢者や身体障害者等の住民を有償で輸送）の登録、監査等の国の事務・権限を希望する市町村に移譲する（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県に移譲）。

○対象・対応等

- ・全国知事会では、旅客自動車運送事業（路線バス、タクシー、コミュニティバス等）や自動車運転代行業なども含め一括で移譲を求めていたが、今回の見直し方針では、

自家用有償旅客運送事業のみが対象とされたことやノウハウの継承、人材育成などの人的支援や円滑な業務移譲のための措置が不明であることを踏まえ、今後、県全体で検討を行うことが必要である。

【直轄道路・河川】

◇移譲等の内容

「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき、次の対象範囲について、国と地方で協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める（引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象としない）。

- ・道路 原則として、指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。
- ・河川 区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。

○対象・対応等

- ・直轄国道（バイパスの現道区間）の移譲に向けた検討を行うことが必要である。
- ・具体的に対象となる直轄国道の区間は、国道1号の湖南市域等におけるバイパスの現道部、国道8号の塩津バイパス・米原バイパスの現道部、および国道161号の湖西道路・志賀バイパスの現道部である。
- ・本県に対象となる直轄河川はない。

【無料職業紹介】

◇移譲等の内容

事務・権限の移譲以外の見直しとして、ハローワークの求人情報をオンラインで提供する。

○対象・対応等

- ・本県においては、既に女性や若者等を対象とした各就業支援施設にハローワーク機能を有しており、求人情報を一定活用している状況にあるが、今後、さらなる求人情報の活用方法等について、労働局と協議を行う。

【農地転用】

◇移譲等の内容

事務・権限の移譲以外の見直しとして、農地転用制度等に係る課題について、国と地方が定期的に協議する場が各地に設置される。

また、農業の六次産業化の推進や再生可能エネルギーの利活用の観点から規制緩和関係の見直しが行われるとされている。

○対象・対応等

- ・今後、詳細が明らかになり実施を希望する市町等がある場合は適切に対応する。

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する 当面の方針について【要旨】

＜H25.9.13 地方分権改革推進本部決定＞

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

2. 当面の方針

- (1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(別紙1)：44事項
 ※例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等
 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ
- (2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(別紙2)：29事項
 (各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)
 ※例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視
 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。
- (3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3)：3事項
 ※例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供
- (4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限(別紙4)：24事項
 (各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)
 ※例：農地法に基づく農地転用の許可等
 各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。
- (5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

別紙に掲載された事務・権限の具体例

【別紙1】 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限 (44事項)

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	医療法に基づく医療法人(広域)の設立認可・監督	都道府県に一律に移譲
厚生労働省	看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等	都道府県に一律に移譲
国土交通省	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等	希望する市町村を基本として移譲

【別紙2】 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限 (29事項)

府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
厚生労働省	医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収・立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

【別紙3】 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限 (3事項)

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を積極的に推進

【別紙4】 引き続き検討・調整を要する事務・権限 (24事項)

府省	事務・権限
農林水産省	農地法に基づく農地転用の許可等

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～

平成25年12月10日
地方分権改革有識者会議

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

- 一 国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

- 一 時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- 一 機関委任事務制度の廃止
- 一 国の関与のルールの確立

法的な自主自立性の拡大

- 一 自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

- 一 地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

- 一 個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- 一 地方からの「提案募集方式」の導入
- 一 政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- 一 連携と補完によるネットワークの活用
- 一 「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- 一 自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- 一 住民の理解と参加の促進

改革の「総括」 ～20年の歩み～

第1次分権改革(H7～11):国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

例:機関委任事務制度の廃止、国の関与のルールの確立

第2次分権改革(H19～):具体的な改革の進展(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)等)

権限移譲(72項目(実施率69%))、義務付け・枠付けの見直し(975条項(実施率74%))

今後の「展望」 ～求められる地方分権改革～

改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- ・ まちの特色と独自性を活かす
- ・ 地域ぐるみで協働する

目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

改革の進め方

1 第4次一括法案の提出

- ・ 次期通常国会に提出し、権限移譲を着実に推進

2 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体の意見を広く取り上げる方式

3 手挙げ方式の導入

- ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲できる方式

4 政府の推進体制の整備

- ・ 地方の提案を受け止める恒常的な体制の整備

5 効果的な情報発信

- ・ SNS活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウム等の開催

今後地方に期待すること

1 改革成果の住民への還元

- ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力

2 住民自治の拡充

- ・ 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮

3 改革提案機能の充実

- ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- ・ 地方六団体の機能強化

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望（中間取りまとめ）～

平成 25 年 12 月 10 日

地方分権改革有識者会議

目次

はじめに	1
1 今求められる地方分権改革の全体像	2
(1) これまでの改革の総括	2
(2) 今求められる改革の位置付け	3
(3) 改革のミッションとビジョン	4
(4) 改革の進め方	7
(5) 改革を担う主体の役割	8
2 具体的な改革の目指すべき方向	10
(1) 国と地方の役割分担の見直し（権限移譲等）	10
(2) 規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）の推進	11
(3) 地方税財政の充実強化	11
(4) 重要な政策分野に関する改革	12
(5) 改革の成果を実感できる情報発信の展開	16
3 改革の推進に当たり今後地方に期待すること	18
(1) 改革成果の住民への還元	18
(2) 住民自治の拡充	18
(3) 改革提案機能の充実	19
おわりに	20
参考1 これまでの地方分権改革の概要	21
1 国の取組	21
(1) 国と地方の新しい関係を確立した第1次地方分権改革	21
(2) 具体的な改革を積み重ねた第2次地方分権改革	27
2 地方の取組	31
(1) 国の制度改革の成果を活かした取組	31
(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組	33
参考2 地方分権改革有識者会議の開催について	36
参考3 構成員名簿（地方分権改革有識者会議・専門部会）	37
参考4 調査審議の経過（地方分権改革有識者会議・専門部会）	39

はじめに

地方分権改革の起点となった衆議院及び参議院両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、第1次地方分権改革を経て、第2次地方分権改革が一つの区切りを迎えようとしている。その過程を振り返れば、改革は「1日にして成る」ような性格のものではなく、段階を追って積み上げていく、息の長い取組であることが改めて実感される。

これまでの地方分権改革では、国と地方との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するとの理念を掲げ、これまで機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直しなど数多くの具体の取組を行った結果、地方の法的な自主自立性が高まるなど、地方分権の基盤はおおむね構築されたといえる。

一方で、日本が成熟社会を迎えている中であって、地域社会における諸課題は複雑化しており、それを画一的な方法で解くことはできず、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められている。

このような段階にある今、これからの地方分権改革は、既に構築された基盤の上から立って、全国共通的な改革から多様性に根ざした改革に進化していくことが求められている。例えるならば、基盤となる基本ソフト(OS)の上で、応用ソフト(アプリ)を自在に動かし、改革の実を挙げていく段階に来ているといえる。

国にあっては、以上のような認識に立って、政府が一丸となって引き続き地方分権改革を着実に推進していくべきである。

また、地方にあっては、まずは、これまでの制度改革の成果を住民へ還元するとともに、制度改革を提案する機能を充実させることにより、これからの地方分権改革の原動力になっていくことを期待したい。

さらに、住民にあっては、行政サービスの受け手にとどまることなく、地方分権改革の実を挙げていく上で能動的な行動をとることを期待したい。

本中間とりまとめは、このような基本的な考え方に立って、これまでの20年の国と地方の取組を振り返り、地方分権改革の今後の進むべき方向を明らかにするものである。

本中間取りまとめが、国、地方、何より改革の主役である住民の導きの星となり、新たな改革を進める助けとなれば幸いである。

地方分権改革有識者会議としては、関係各位のたゆまぬ努力に期待したい。

1 今求められる地方分権改革の全体像

地方分権改革は、衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年を経て、第1次・第2次地方分権改革を通じ、その成果が定着してきており、地方分権改革推進委員会で勧告された各般の課題への対応も一区切りする段階に来ている。

もとより、地方分権改革は段階を追って地道に積み上げていくべき息の長い取組である。今、地方分権改革が新たな局面を迎えようとしている中、この改革を更に前に進めていくためには、まずはこれまでの地方分権改革が積み上げてきた成果や残された課題について総括を行った上で、今求められる改革の全体像を明らかにする必要がある。

(1) これまでの改革の総括

第1次地方分権改革は、平成7年7月に成立した地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会(委員長:諸井虔)の勧告事項を中心に、平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権推進一括法)が成立し、改革が具現化された。また、第2次地方分権改革は、平成18年12月に成立した地方分権改革推進法に基づく地方分権改革推進委員会(委員長:丹羽宇一郎)の勧告に基づき、これまで第1次から第3次までの一括法が成立し、現在、第4次の一括法に向けた取組が進められている。

また、こうした国の取組に呼応して、地方においても、国の制度改革の成果を活かした取組や分権意識の高まりを受けた独自の取組が積み重ねられつつある(詳細については、巻末の「参考1 これまでの地方分権改革の概要」を参照)。

第1次・第2次地方分権改革を総括すると、以下のように取りまとめることができる。

第一に、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、地方分権型行政システム(住民主導の個性的で総合的な行政システム)を確立するという地方分権改革の理念を構築した。

第二に、改革の推進手法については、二度にわたり法定の委員会を設置して、地方からの提言、要望等も背景としつつ、国が主導する形で、期間を区切って集中的な取組を実施することにより、相応の成果を生み出した。

第三に、上記の改革の理念とも関係するが、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立が行われるとともに、網羅的に規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)を推進するなどにより、地方全体に共通する基盤となる制度を確立した。これにより、地方公共団体について、自治の担い手としての基礎固めが行われた。

第四に、改革の対象分野という視点からみると、これらの基盤となる制度の構築に

重点的に取り組んだ結果、地方公共団体の法的な自主自立性の拡大はある程度進展した。一方で、住民自治の拡充、財政的な自主自立性等の分野においては踏み込み不足の感は否めなかった。

第五に、国民・住民との関係においては、地方分権の意義や改革の必要性などについて世論喚起を行う意義は大きかったが、いずれの委員会も時限設置であったことから、国・地方ともに国民・住民に対して継続的で分かりやすい情報発信の取組に欠けていた。

(2) 今求められる改革の位置付け

—個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開—

「(1)これまでの改革の総括」に対応して、今求められる改革の位置付けを整理すると、以下のとおりである。

第一に、これまでの改革の理念はしっかりと継承し、さらに発展させていくことが重要である。したがって、これからの改革は、地方分権を単に中央集権型行政システムの課題を解決するための手段と捉えるのではなく、日本の再生、豊かな国民生活の実現という理念を掲げて、「地方の元気なくして国の元気はない」との考え方に立って、取り組むべきである。また、地方分権改革は、個性を活かし自立した地方をつくることを目指すものであり、成熟社会を背景としたガバナンス・システムを構築するための基盤にあたるとの認識を十分に持つ必要がある。

第二に、改革の推進手法については、これまでの国が主導する短期集中型の改革スタイルから、地域における実情や課題に精通した地方の発意に根ざした息の長い取組を行う改革スタイルへの転換が望まれる。

地方から制度改革に関する提案を求める「提案募集方式」¹は是非導入すべきである。また、政府としても、こうした地方からの提案を正面から受け止め、スピード感を持って検討を進めていくため、恒常的な推進体制を整備する必要がある。

第三に、機関委任事務制度の廃止や国の関与ルールの確立など、これまでの改革により地方全体に共通する基盤となる制度がある程度確立したことを受けて、今後は、地方の「多様性」を重んじた取組を推進していくことが求められる。このような観点から、地方間の連携や補完などによるネットワークを積極的に活用するほか、地方ごとの多様な事情への対応が可能となる「手挙げ方式」²を導入すべきである。

第四に、改革の対象分野としては、これまでの改革の残された課題である、真の住民自治の拡充、財政的な自主自立性の確立などに重点を置いて、当面の課題、中長期の課題といった時間軸も念頭に入れつつ、着実に取り組むべきである。これにより、住民と地方公共団体について、自治の担い手としての強化を図る必要がある。

第五に、国民・住民との関係については、今後は、これまでの改革で蓄積された成

¹ 「提案募集方式」の内容については、(4)改革の進め方②「提案募集方式」の導入(P7)を参照。

² 「手挙げ方式」の内容については、(4)改革の進め方③「手挙げ方式」の導入(P7)を参照。

果をもとに、ソーシャルメディアなども駆使した情報発信を、継続的かつ効果的に展開すべきである。その際、住民に身近な地方公共団体が分かりやすく情報発信を行うことにより、住民が改革の成果を実感でき、地方分権に主体的に関わるようになることが望まれる。

なお、現在、道州制の議論が各界で進められているが、道州制は、国の在り方を根本から見直す大きな改革であることから、国民的な議論を要する課題である。いずれにしても、地方分権改革は、たゆまず着実に前に進めていかなければならない。

(3) 改革のミッションとビジョン

今後の地方分権改革については、地方分権改革有識者会議で整理したとおり、「個性を活かし自立した地方をつくる」というミッションを最大の目的とし、このミッションを通じて住民が享受できる豊かさを実現するビジョンを達成目標として進められなければならない。

その際、地方分権改革は、ともすれば国と地方の権限争いのように受け取られることもあるが、そのような次元ではなく、地方分権改革により住民がどのような豊かさを享受できるかが問われなければならない。

【ミッション～地方分権改革の目的】

地方分権改革で目指すべきミッションは、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことである。そのためには、更なる地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)、権限移譲等を推進することが必要になる。

これに伴い、国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等、国が本来果たすべき役割を重点的に担うこととなり、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることで、国・地方双方の機能の強化につながる事となる。

【ビジョン～ミッションを通じて住民が享受できる豊かさ】

「個性を活かし自立した地方をつくる」ことにより、住民が享受できる豊かさは、以下の3点から導かれる。

① 行政の質と効率を上げる

縦割りでない総合的な行政展開が可能となり、把握できる地域の情報の量も増加することで、政策の手立が大きくなり、さらに住民ニーズに応えることが可能になることから、相乗効果で効果・効率が大きく向上する。

- ・ 地方公共団体が提供する住民サービスの質を上げる。
- ・ 地方公共団体がスピード感のある政策を実行する。
- ・ 地方公共団体が総合的なサービスを提供する。

- ・ 国と地方の重複業務が解消される。
- ・ 電子行政など総合行政を前提としたイノベーションの導入が促される。 など

② まちの特色・独自性を活かす

国による縛りや指図から脱して、自ら考え、地域にある可能性を最大限追い求めることにより、それぞれの地域に応じた最適な政策が繰り広げられる。

- ・ 地域の個性や地域資源が最大限活かされる。
- ・ 地域課題の解決に向けた独自の対応が可能となる。
- ・ 枠にはまらない独自の発想による施策が展開される。
- ・ 各地域がそれぞれを意識して競い合うことで、魅力ある施策が展開され、住民の豊かさが向上する。 など

③ 地域ぐるみで協働する

住民、NPO、企業、教育機関、関係団体など多様性に富んだ地域の主体が互いの活動を認め、評価し合い、意識的に連携・協働することにより、地域社会が総体として活性化する。

- ・ 様々な活動主体が有機的に結びつけられる。
- ・ 住民と地方公共団体の信頼感が互いに増し、活動が強化される。
- ・ 地方公共団体の意思決定過程への住民等の参加が進む。
- ・ 多様な地域の人材が活躍する。
- ・ 地域間の更なるネットワークが形成され、効果を発揮する。 など

【アプローチ～改革の推進体制】

現在、地方分権改革推進のため、政府に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする地方分権改革推進本部を設置しており、この本部において、改革に関する政策が検討・決定される。

地方分権改革に関する課題を調査・審議し、整理された検討材料を本部に提供することにより、本部の政策決定に至る検討内容を充実させ、検討の効率を高められるよう、地方分権改革担当大臣の下で、地方分権改革有識者会議を開催している。

また、地方からの提案を正面から受け止め、改革を恒常的に推進するため、地方分権改革有識者会議において、専門部会を開催し、重要なテーマについて、専門性を確保しつつ、十分議論・検討を深めることとする。

【参考】これまでに開催された専門部会

- ・ 雇用対策部会(部会長:小早川光郎)
- ・ 地域交通部会(部会長:後藤春彦)
- ・ 農地・農村部会(部会長:柏木斉)

【ポイント～改革推進に当たっての重要事項】

地方分権改革を進めるに当たって、特に考慮すべき重要事項は、以下の4点である。

① 住民の想いを大切にする

- ・ サービスの受益者にとどまらず、積極的な生活者・行動者である住民の想いを大切にする。
- ・ 住民は、自らの地域の歴史を踏まえ、これから生まれてくる世代が暮らす地域の将来やアイデンティティについて、積極的に提言することが期待される。
- ・ 多様な住民の想いを調整・共有するためにも、その前提として、地方における行政の在り方に対する住民の関心を高めていかななくてはならない。
- ・ 住民に身近なところで政策が決められ、住民に直に向き合ってサービスが提供される地方分権改革を進めることで、住民生活をどう豊かにするのかを意識する。

② 基礎自治体の考え方を汲み取る

- ・ 都道府県のみならず、住民に最も身近な市町村の意向に配慮しながら、改革を進める。国から都道府県への事務・権限の移譲等を検討する際にも、住民に最も近い基礎自治体である市町村の意向を十分受け止める。
- ・ 規模や人口動態、地域に根ざした産業・経済の発展形態など、一律には捉えきれない多様な地方の状況を踏まえる。

③ 地域の元気をつくる

- ・ 日本全体の成長戦略に資するような改革を目指す。
- ・ 地域の人材の発想力・行動力を最大限発揮させ、地域の活性化に活かす。
- ・ 新たなもの、潜在的なものも含めて、地域資源を掘り起こし、磨き上げ、最大限活用する。
- ・ 地域が元気になり、生き生きとしたコミュニティが構成されることで、地域の防災力を大きく高めることにつながる。

④ 広域の連携を促進する

- ・ それぞれの地域課題に応じた圏域・関係者の広がり念頭に置き、多様なネットワークを活用する。
- ・ 地域において、最適なサービス提供体制を追求するための地域間連携の取組を後押しする。
- ・ 特に防災や医療などについては、広域的又は緊急の対応が必要であり、常日頃から緊密な連携を図る。

(4) 改革の進め方

改革の進め方としては、まずは、権限移譲に係る第4次一括法案を次期通常国会に提出し、第2次地方分権改革の残された課題に適切に対処した上で、「(2)今求められる改革の位置付け」で述べたとおり、今後の改革においては、地方の発意に根ざした息の長い取組、地方の多様性を重んじた取組、効果的な情報発信に軸足を置いて取り組む必要がある。

その際の重要な手法が「提案募集方式」と「手挙げ方式」であり、また、政府として、こうした手法が有効に機能するための推進体制を整備する必要がある。さらに、国民・住民が改革の成果を実感できる効果的な情報発信を展開すべきである。

① 第4次一括法案の提出

まずは、第2次地方分権改革の残された課題である国から地方への事務・権限の移譲等に加え、平成25年6月の第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、次期通常国会に第4次一括法案を提出し、その着実な推進を図ることとする。

② 「提案募集方式」の導入

地方がイニシアチブを発揮しつつ、引き続き改革を推進するためには、地方六団体の意見を尊重しつつも、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステムとして、地方公共団体から全国的な制度改正の提案を募る方式(「提案募集方式」)を導入すべきである。

提案募集方式の具体的な検討に当たっては、改革を進めるためになるべく幅広い提案を求めることができることを基本としつつも、提案の内容が一地方公共団体の事情によるものでなく一定程度の広がりを持つものとなるよう留意する。なお、ブロック単位の複数の地方公共団体からの提言や、地方公共団体の職員の任意の組織からの提言など、柔軟な形で提言が出てくるよう、国・地方ともに工夫すべきである。

③ 「手挙げ方式」の導入

各地方公共団体の規模や能力は多様であり、直面する課題も異なることから、制度改正に当たっても、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入すべきである。

とりわけ、この方式は、今後重点的に取り組むべき権限移譲の推進において、地域の多様性を反映できる効果的な方式であり、また、「手挙げ方式」による実績が積み上がっていくことで、他の地域へも波及し、全体として行政サービスの向上につながることを期待される。詳しくは、「2(1)国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)」において論ずることとする。

④ 政府の推進体制の整備

国において、上記のような地方の提案や発意を恒常的に受け止め、スピード感を持ってその実現に向けて取り組む推進体制を整備することが必要である。

具体的には、地方分権改革有識者会議の下で開催される専門部会を有効に活用し、専門性を確保しつつ、十分に議論・検討を深めることとすべきである。

⑤ 効果的な情報発信

これまでの改革による成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等の間の活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。加えて、新たに全国シンポジウムを開催することなどにより、広く国民に改革の成果を実感してもらうことも重要である。

(5) 改革を担う主体の役割

今後、地方分権改革を推進する上で、これまでの改革の取組を顧みつつ、改めて、国、都道府県、市町村、住民それぞれの役割を整理すべきである。その際、地方分権改革が相当程度進展してきた中で、改革の成果を住民に実感を持って伝えることが重要になってきていること等を十分に踏まえて、それぞれの役割の在り方を検討すべきである。

以下のとおり、国、都道府県、市町村、住民の役割を整理したが、それぞれが個別に役割を果たすだけでなく、市町村間、都道府県間の水平方向の連携や垂直方向の連携など相互補完を活かすことが求められる。

また、地方分権改革を進めるためには、行政以外の民間企業、大学、NPOなどとの連携も重要である。地域において、このような各種主体と、どのようにネットワークを構築し、どのように意思決定を行うかを考えていくことも必要である。

① 国の役割

国は、法律に基づく制度の設計者として、地方からの提案等を尊重しつつ、全国制度の改革に関する企画・立案を担い、その実行を推進すべきである。

その際、これまで規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)を中心とする法的な自主自立性に係る改革が中心であったことを考慮すると、引き続き規制緩和を着実に推進することに加えて、権限移譲、地方税財政、住民自治、地方議会等に関する制度改革についても、積極的に取り組む必要がある。

各行政分野の企画立案・事務の執行に当たる各府省においては、新たな制度を立案し、又は制度改正を行う場合、地方分権改革の理念及び累次の勧告等に基づき、適切な国、都道府県、市町村の役割分担を念頭に置いた制度設計を行い、地

方への義務付け・枠付けは必要最小限とするとともに、地方自治法の事前情報提供制度に基づき、地方に対する適切な情報提供に努めるべきである。

あわせて、制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである。

② 都道府県の役割

都道府県は、改革の成果を受け止め、地域における日々の行政に活かしていく立場から、自らが経験の中で必要性を認識している改革事項を積極的に提案し、主張することが求められる。改革により、どのような効果がもたらされ、住民の生活がどのように向上するのか、分かりやすく示していく姿勢が求められる。

あわせて、都道府県の取組が理解され、都道府県による対応が後押しされるよう、住民に対する情報発信に努めていくことが求められる。

特に、都道府県は、条例による事務処理特例制度を活用しつつ、市町村への事務・権限の移譲に積極的に取り組むことが必要である。また、同じく改革の成果を受け止め、活かしていく立場にある市町村が、前向きに改革に取り組めるよう、個別分野に係る助言や法務など専門的な観点からの相談対応、人材育成のための研修など、積極的な支援に努めていくことが求められる。

③ 市町村の役割

市町村においても、改革事項を積極的に提案・主張し、また、住民に対する情報発信に努めていくことが求められるのは、都道府県と同様である。

特に、市町村は、住民自治を充実させ、住民が自ら地域の課題に当たることできるよう、仕組みの整備や意識啓発を図ることを通じて、住民の理解を高め、参加を促進する必要がある。加えて、市町村は、NPO、公益法人・一般法人、教育機関、企業など地域における様々な主体と協働することを通じ、より効果的かつ質の高い行政サービスを提供することが可能となる。

④ 住民の役割

今後の改革においては、住民は単なる行政サービスの受益者にとどまることなく、地方公共団体の政策形成に参画し、協働する主体であることが期待される。改革の推進に当たっては、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれており、そのことが地方公共団体の提案の基礎となり、その提案が制度改革に結びつくことにより、さらに豊かな住民生活につながっていくという好循環が生み出されることを期待したい。

その際、住民の意見を地域の政策課題に反映させる上で、地方議会の役割は重要である。

2 具体的な改革の目指すべき方向

(1) 国と地方の役割分担の見直し（権限移譲等）

今後は、人口減少社会を見据えつつ、運用の実情も踏まえて、国、都道府県、市町村のいずれが権限を執行することが適切かという観点から、その役割分担を見直す必要がある。その際、補完性・近接性の原理に立って、「市町村優先の原則」によることとし、地方分権改革のビジョンに照らして、住民にとって最も成果が上がるよう、検討すべきである。

検討に当たり念頭に置くべきことは、現在、市町村は、約7割が人口5万人未満の団体で、規模の大きい約3割の団体に全人口の約8割が集中していることから、各団体の規模や能力は多様であり、直面する課題も異なることである。

したがって、全国一律の移譲を行う場合には、規模の小さな市町村は、必要に応じ、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合などの広域連携の仕組みを活用すべきである。また、現在検討が行われている柔軟な広域連携の仕組みも制度化が求められる。さらに、市町村間の広域連携による対応だけでは困難な場合には、都道府県による補完が検討されるべきである。

また、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入すべきである。これは、地域交通部会における自家用有償旅客運送に関する議論でも示されたものであり、新たな試みとして重要である。ただし、地方公共団体間で制度が異なることにより、住民に不利益が生じないように留意する必要がある。

条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に移譲されている権限には、農地転用の許可権限や病院開設の許可権限等、これまで関係府省が移譲に課題があったとしても含まれているが、実際には特段の支障なく事務処理が行われている。これは、現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している以上に、市町村の事務処理能力が向上していることを示している。したがって「市町村優先の原則」の下で、特に事務処理特例制度による移譲の実績が積み上がったものについては、法令による移譲を進める必要がある。

また、国から都道府県に事務・権限を移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みも活用すべきである。

さらに、権限移譲に当たっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うべきである。

以上について、地方公共団体からの提案募集方式等を活用しながら、重点分野を明確にした上で、必要に応じて専門部会を活用し、検討を進めるべきである。

一方で、国民健康保険の財政運営等を都道府県に移行することを検討する動きのほか、東日本大震災を踏まえた大規模広域災害時の国の役割を強化する動きな

どに見られるように、権限の内容や運用の実態等にかんがみ、市町村から都道府県、都道府県から国への権限移管の可能性についても留意し、国、都道府県、市町村間の役割分担の適正化を図る必要がある。

(2) 規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）の推進

規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）については、メルクマールを設定し、各府省横断的に見直す方式により、相当程度の効果を挙げてきた。これまでの義務付け・枠付けの見直しによる地方公共団体の独自の取組事例の実績が増えていることを踏まえ、当面の取組として、先進的な取組事例について地方公共団体に広く周知・PRを行うことを通じて、見直しの効果を広く地方公共団体間で共有し、他の地方公共団体においても十分検討することにより、住民への制度改革の効果の還元を広げることが望まれる。もちろん、国民への周知・PRが重要であるのは言うまでもない。

今後の取組として、各府省横断的に見直す方式での義務付け・枠付けの見直しは一通り検討を終えたことから、地方公共団体からの提案募集方式等を活用し、例えば、課題となっている福祉施設の人員・設備・運営に関する従うべき基準³については、その設定の根拠等を検証しつつ、見直しを行うなど、重点分野を明確にしなが、必要に応じて専門部会を活用し、検討を進めるべきである。

また、地方分権改革推進委員会第3次勧告で示された義務付け・枠付けに係る「立法の原則」の徹底を図るとともに、各府省が新たな制度を立案する場合、地方への義務付け・枠付けを必要最小限にするという基本的な方針の下、引き続き関係府省において厳格なチェックを行うべきである。

(3) 地方税財政の充実強化

地方は、社会保障、教育、経済活性化、生活インフラの整備、防災・減災等、住民に身近で総合的な行政主体として、幅広い役割を担っている。個性を活かし自立した地方をつくるためには、その基盤となる地方税財源の充実確保が必要不可欠である。

そのため、国と地方の税財源の配分を役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方交付税については財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、所要の総額を安定的に確保することが必要である。また、地方財政の安定的かつ健全な運営のためには、現状のように特例的な借入金に依存しない財政体質の確立を目指すべきである。

³ 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

上記の姿を念頭に置きつつ、当面は、以下の取組を推進すべきである。

- ・引き続き、地域における住民サービスが確実に提供されるとともに、地域の創意工夫により活力ある地域づくりが進められるよう、各年度において、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。
- ・地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、所要の総額を安定的に確保すべきである。国・地方とも巨額の財源不足が続く中であって、10年以上にわたり臨時財政対策債の発行が続き、その累増が大きな課題になっていることから、国・地方ともに厳しい財政状況の中ではあるが、法定率の引上げを図り、臨時財政対策債に依存する現状から脱却する道筋を立てるべきである。
- ・社会保障・税一体改革を着実に推進することにより、地方における消費税収の増加を図り、安定的な社会保障財源の確保と地方財政の健全化の両立を図っていくべきである。
- ・国庫補助負担金等については、税源移譲に結びつく改革や交付金化等の取組により、一定程度地方の自由度が高まるとともに、補助金件数も着実に減少してきた。引き続き、自由度の拡大に資するよう、国庫補助負担金等の整理合理化を積極的に推進すべきである。なお、地方公共団体を介さず国が直接民間等に交付している補助金であって地域振興等に資するものについては、地方公共団体に関わる仕組みに見直すなどの検討も行う必要がある。
- ・厳しい地方の財政状況を踏まえ、地域の元気づくりを通じた地方税収の確保や国の取組と基調を合わせた歳出改革などにより、地方財政の健全化と自立促進に努めるべきである。

(4) 重要な政策分野に関する改革

これまでの地方分権改革により、広く各行政分野にわたり制度改正が行われてきたところであるが、いまだ課題が残っており、また、地方からの提言等が多い行政分野については、重要な政策分野と位置付けて、重点的な検討を行うことが必要である。

以下に土地利用、社会保障、雇用・労働、教育の分野を取り上げたところであるが、地域交通、地域経済・産業、公共投資などの政策分野についても、地方からの提案等を踏まえつつ、改革を推進する。

なお、福祉と地域交通など、政策分野ごとに縦割りで議論するだけではなく、政策分野を横断的に議論することも重要であり、これにより新たなニーズや社会の変化に呼応して公共サービスの適正化を図ることにも留意すべきである。

① 土地利用

地方公共団体、とりわけ市町村が総合的なまちづくりを展開していく上で、都市計画や農業振興地域等の地域に密着した土地利用に関する各種規制・事務権限等について、自由度を持った主体的な取組を可能とすることが重要である。

土地利用のうち都市計画分野については、各種事務・権限が自治事務化されたことに加え、市町村による都市計画の決定・変更権限が大きく増加するとともに、特に指定都市の権限は都道府県におおむね近い形になるなど地方分権改革は相当程度進んでいる。

土地利用のうち農地分野については、農業振興地域制度に係る事務は自治事務化などが行われたが、農地転用許可については、国の地方に対する権限移譲は一部にとどまり、依然として大規模な農地に係る転用の許可権限は国に留保されているなど、都市計画に関する取組と比較すると、地方分権改革は必ずしも十分進んでいるとはいえない状況にある。

当面の課題として、まず、都市計画分野に関しては、市町村による都市計画の決定権限が大きくなっている中、生活圏の広域化等に伴う市町村の区域を越える広域調整の必要性が指摘されており、その検討を行う必要がある。

また、農地分野に関しては、農地・農村部会における議論も踏まえ、農地転用に係る事務・権限について、単に農地確保の観点のみならず、総合的なまちづくりの観点からも捉えるべきであり、地方に移譲を進めるとともに、国の関与については見直しを行うべきである。なお、当面は、地方の意見も踏まえつつ、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行うべきである。

中長期的な課題として、土地利用に関する各種法体系を総合的に運営する観点から、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の法体系を一元化するなど、可能な限り住民に身近な市町村が権限と責任を担う方向で、政府部内で議論を行うことが望まれる。その際、土地利用・空間利用に関する諸外国の制度や事情等も参考にしながら議論を行うべきである。

あわせて、地域の実情に精通した地方が、土地利用に関する各種法体系を研究、検討した上で、具体的な提案を行い、法制定を求める運動に取り組むことを期待したい。

【参考】土地利用に関する地方分権改革の取組

ア 第1次地方分権改革

<都市計画関係>

- ・ 都市計画の決定等に関する事務について、原則として自治事務化
- ・ 用途地域(三大都市圏の既成市街地等を除く)の都市計画決定権限等を市町村に移譲

- ・ 都道府県による区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)義務化の原則を変更し、選択制を導入(三大都市圏の既成市街地等及び指定都市を除く)
- ・ 開発許可の技術基準について条例により強化又は緩和できるよう規定

<農地・森林関係>

- ・ 農業振興地域制度に係る事務について、自治事務化
- ・ 農地転用の許可権限につき、2ha超4ha以下の農地転用許可を都道府県に移譲(当分の間、農林水産大臣への協議が必要)
- ・ 2ha以下の農地転用許可事務について、自治事務化
- ・ 国有林等を除く保安林の指定・解除等の事務は都道府県に移譲

イ 第2次地方分権改革

<都市計画関係>

- ・ 三大都市圏の既成市街地等における用途地域等の都市計画決定権限を都道府県から市町村へ移譲
- ・ 三大都市圏の既成市街地等における都道府県の都市計画決定に係る国土交通大臣との同意を要する協議を廃止
- ・ 市の都市計画決定に係る知事との同意を要する協議の同意を廃止
- ・ 区域区分等の都市計画決定権限を都道府県から指定都市に移譲

<農地・森林関係>

- ・ 都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定する際、一部の項目を除き、農林水産大臣への協議を廃止
- ・ 市町村が農業振興地域整備計画を定める際、一部の項目を除き、都道府県への協議を廃止

【参考】地方分権改革推進委員会第1次勧告(未実施のもの)

- ・ 農地転用の許可権限(4ha超)を国から都道府県に移譲するとともに、国との協議を廃止(2ha超4ha以下)
- ・ 都道府県の許可権限(2ha以下)を市に移譲

② 社会保障

これまで社会保障分野に関しては、生活保護等を除き、福祉、医療等の多くの事務が自治事務化され、児童扶養手当の受給資格の認定等、障害児等に係る補装具の交付、日常生活用具の給付の事務等、未熟児の訪問指導の事務などについて都道府県から市町村への移譲がなされた。また、都道府県で社会保険関係業務に従事している地方事務官制度が廃止され、国と地方の役割分担の明確化が図られた。さらに、必置規制の見直しとして、福祉関係事務所の弾力的な名称の使用や設置形態が可能となり、事務所の統合が進むなどの成果が見られた。

また、従来は法令により全国一律に定めていた福祉施設の人員・設備・運営に関

する基準について、地方公共団体が条例で定めることとし、地方公共団体が地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定を行うことが可能となった。

しかし、施設の面積や人員配置に関する基準等については、地方公共団体が条例を定めるに当たって国が定める基準は「従うべき基準」とされているため、条例で従うべき基準を下回る基準を定めることができないという点で、地方公共団体による地域の実情やニーズ等を反映した基準の制定を行う上での支障となっている。

また、保育所の居室面積の基準については、大都市部の土地事情等に配慮し、厚生労働大臣が指定する地域においては、平成27年3月31日までの特例として「標準」⁴とされている。これにより国が定めている基準を緩和した条例を定めた例は見られるものの、それを具体的に適用した例はまだ出ていないため、今後その実際の効果を適切に把握する必要がある。一方、国が定めている基準を強化した条例も定められていることから、地方公共団体においても特段の事情がなければ安易に基準を緩和することはなく、地方に基準を委ねても支障はないものと考えられる。このため、当面は、この「標準」の特例を延長すべきである。

その上で、今後速やかに、「従うべき基準」となっている福祉施設の面積や人員配置に関する基準等について見直しを行い、「参酌すべき基準」⁵とするなど、地方の裁量の余地を広げることを目指すべきである。

③ 雇用・労働

これまで雇用・労働分野に関しては、職業訓練指導員の免許の事務等が自治事務化されるとともに、都道府県で職業安定関係業務に従事している地方事務官制度が廃止され、国と地方の役割分担の明確化が図られた。

今後の展開としては、まずは、雇用対策部会における議論も踏まえ、ハローワークの求人情報を地方公共団体に積極的に提供するべきである。このことにより、地方公共団体が行う総合的な就労支援が実質的に大きく前進することが期待される。

また、当面の課題としては、国と地方公共団体による一体的な取組⁶を引き続き全国的に推進するとともに、「ハローワーク特区」⁷の取組を進め、国と地方公共団体が一体となった雇用対策をこれまで以上に推進するとともに、その成果と課題を検証すべきである。

さらに、中長期的な課題としては、上記の検証結果等も踏まえ、また、ILO第88号条約との整合性等にも留意しつつ、ハローワークに関する事務・権限の地方公共団

⁴ 通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるもの

⁵ 条例制定にあたって参酌すべき基準であるが、これを十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されているもの

⁶ 希望する地方公共団体において、当該地方公共団体の主導の下、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務等を一体的に実施する取組

⁷ ハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うための取組で、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で知事が労働局長に指示できるもの

体への移譲について検討する。

④ 教育

これまで教育分野に関しては、公立の義務教育諸学校の学級編制基準の設定など学校教育に関する事務等が自治事務化されるとともに、文部大臣による教育長の任命承認制度を廃止し、市町村立小・中学校等の学級編制等の事務について、都道府県教育委員会の許可制を事前協議制とする改正などが実施された。これを受けて、地方独自の少人数学級による教育の取組が拡大した。

現在、中央教育審議会において、文部科学大臣から「今後の地方教育行政の在り方について」の諮問を受けて「教育委員会制度等の在り方について」や「教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について」等に関する議論が行われており、年内に答申がなされる予定である。具体的には、地方教育行政における責任の明確化、県費負担教職員の人事権、給与負担の在り方等について議論が進められているところである。

当面の課題としては、県費負担教職員の給与等の負担、学級編制基準や教職員定数に関する権限について、今回都道府県から指定都市への移譲が進められていることから、今後は都道府県から中核市への移譲に向けた検討を進める。

(5) 改革の成果を実感できる情報発信の展開

① 今後の取組の視点

地方分権改革は、これまでの取組により相当程度成果が現れており、国民が改革の成果を実感でき、また、地方が取組を進めるためのノウハウを把握できるような情報発信が求められている。

今後は、これまでの改革により蓄積された成果を活かした新しい情報発信を展開すべきであり、特に、地方分権改革の推進が内閣府の恒久的な事務に位置付けられていることを踏まえると、継続的に情報発信を行うことが重要である。

また、改革の成果を活用した優良な取組事例を中心として、国において情報発信を行うことはもとより、それぞれの地方公共団体が地域住民に対して分かりやすく情報発信することが大変重要である。

② 情報発信の方法

情報発信に当たっては、改革に携わっている関係者以外でも改革の全体像が理解できるよう、改革全体のイメージを示し、個々の情報をそれとの関係で整理して情報発信することが重要である。

また、国民や地方の多様なニーズに応えることができるよう、改革の全体像や経緯が簡潔に分かる情報や個別の改革事項について背景まで詳しく分かる情報など内

容を充実させつつ、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体も活用しながら情報発信することが求められる。

特に、ソーシャルメディアの活用により、各地における取組やアイデアを双方向で日常的に情報交換し、地方で活躍する職員等をネットワーク化することは、地方分権改革の推進力になる。

また、情報通信技術を用いた普及広報の取組のみならず、地方の現場に出向いて行う情報発信・意見交換も重要であり、地方分権改革有識者会議の地方開催や全国シンポジウムの開催など幅広い取組が求められる。

3 改革の推進に当たり今後地方に期待すること

地方分権改革は究極的には住民生活の向上のための取組であり、地方分権改革を前進させるためには、住民の身近な存在である地方公共団体が、主体的にかつスピード感を持って取り組まなければならないし、積極的に問題提起を行っていかなければならない。

その意味で、地方公共団体は、自己決定権の拡大に伴う自己責任の拡大を十分に認識し、自立した地域社会の確立に向け、努力を重ねていくべきである。

(1) 改革成果の住民への還元

第1次・第2次地方分権改革を経て、地方の意識も変化し、地方公共団体における地方分権改革推進体制も充実してきている。地方分権改革は定着をみており、独自の取組も進んでいる。

他方、改革が長期間にわたっていることもあり、メディアにおける関心も低調になり、また、地方公共団体の中で取組に差が生じている面もある。多くの識者から指摘があるように、目に見える形で成果を住民に還元することが求められている。

地方分権改革で権限移譲や規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)が進んでも、地方公共団体が改革前と変わらない行政運営を行っていたら、住民にとって成果が現れないこととなる。

このため、地方公共団体は、これまでの国の制度改革や移譲された事務・権限を最大限に活かすとともに、広域連携等の相互補完のネットワークを活用しながら、地域課題の解決に向け、独自の工夫を凝らし、地域を元気にしていくことが期待される。

また、住民が改革の意義を実感できるよう、改革の成果を評価した上で、可視化して、住民に分かりやすい情報発信に努めるべきである。

加えて、改革の成果を実現し、住民サービスの充実を図るためには、各地方公共団体における体制整備、専門的知識・技能を有した人材の育成、政策法務能力の強化、教育機関や企業との連携などが重要である。

(2) 住民自治の拡充

これまでの地方分権改革の議論の中では、総じて、団体自治の強化に焦点が当てられてきた。改革が進み、地方における自己決定権とそれに伴う自己責任が拡大する中であっては、改革の内容を豊かにし、自立する地方の基盤を強化する住民自治の拡充が重要である。また、自治のルールとして、民主的な手続により地域の実情を反映した自主規範を定め、それをのっとって住民自治の充実を図るという視点も重要である。

住民の政策形成過程への参画、住民サービスの質の向上をねらいとする住民と行政の協働、住民による事業や政策の評価・チェックなど、住民自治に資する仕組みを大いに取り入れ、その進化を図っていくべきである。

自治会やまちづくり団体など、地域に密着したコミュニティ単位の集団による活動の活発化を促し、身近な暮らしに関わる部分から住民自治を高めていくべきである。

また、課題認識を共有する住民が結集し、自律的なガバナンスが働いているNPOは、行政や企業など、従来型のセクターでは対応できない課題に、柔軟かつきめ細かに対応できる可能性を有することから、NPOが主導し、あるいは、NPOと行政が協働した形での地域課題の解決に向けた取組を、様々な分野で展開していくべきである。

地方議会は、住民自治の拡充のために、行政を監視・評価し、住民の意見を集約・代弁し、また、住民に対し説明するという期待される機能をより発揮していかなければならない。

条例制定過程での住民参画が一般的となる中、地方議会を含む地方公共団体と住民との対話の機会を活用し、住民の意図が政策に反映されるようにすることで、住民の参加意識が高まり、次なる課題に対する問題意識が醸成されるという好循環の形成を目指すべきである。

(3) 改革提案機能の充実

各地方公共団体が、行政分野ごとに、行政効果・効率を上げるための国・都道府県・市町村の間の役割分担の在り方、地方の自主自立性をさらに高めるために必要な規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)の在り方などについて、その裏付けとなる支障事例等を分かりやすく整理することも含め、十分に深掘りして検討し、国に対して積極的に問題提起することで、初めて更なる地方分権改革の推進が可能となる。

その際、法制的な面や運用の実態を含め各行政分野について掘り下げた検討が必要となるため、各地方公共団体における専門性を有する人材の育成・任用、政策法務の面での取組強化が重要となる。

また、個々の地方公共団体による提案のみならず、引き続き、地方六団体、なかんずく執行機関を代表する全国知事会、全国市長会、全国町村会が、全体を取りまとめ、率先して改革議論を導く機能を担っていくべきである。加えて、各会の情報交換機能、相談助言機能、シンクタンク機能を強化すべきであり、更に掘り下げた検討が求められる。

おわりに

以上、これまでの地方分権改革の総括と今後の展望について、中間取りまとめを行った。

この中間取りまとめは、地方分権改革有識者会議として、新藤義孝地方分権改革担当大臣、坂本哲志前内閣府副大臣、関口昌一内閣府副大臣、北村茂男前内閣府大臣政務官、伊藤忠彦内閣府大臣政務官の御参加を得つつ、平成25年4月以降、11回の会議を開催し、各議員の熱心な議論を経て、取りまとめたものである。調査審議の過程でヒアリングを行い有益な御示唆をいただいた学識経験者及び地方六団体の代表者の方々にも、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。また、地方公共団体に対する調査に当たって、御協力いただいた各地方公共団体にも併せて御礼申し上げたい。

今後、この中間取りまとめを基に、地方の現場に出向いて有識者会議を開催するとともに、地方関係者を始め各界の意見を幅広く伺いながら、地方分権改革有識者会議として更なる調査・審議を行う予定である。それにより更に内容を深め、来年前半に最終取りまとめを行うこととしたい。

参考 1

これまでの地方分権改革の概要

1 国の取組

(1) 国と地方の新しい関係を確立した第1次地方分権改革

① 改革の経緯

ア 地方分権推進法成立まで

地方分権改革については、戦後幾多の提言がなされてきたが、平成に入り、地方関係者のみならず、政界、経済界、労働界等広く各界からその推進が強く求められた。

平成5年6月に、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図ることを趣旨とした、衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」が行われた。

これは憲政史上初めて、国会の両院が一致して、地方分権を積極的に推進するための法制定を求めた画期的な決議であった。

これに続き、平成5年10月の「臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)最終答申」は、地方分権を規制緩和と並ぶ主要な柱として位置付け、「地方分権に関する大綱方針」の策定や「地方分権に関する基本的な法律」の制定を目指すべきことを提言した。

これを受けて、政府は平成6年2月の「今後における行政改革の推進方策について」において、「国・地方の関係等の改革に関する大綱方針」を平成6年度内を目途に策定する旨閣議決定するとともに、同年5月には行政改革推進本部に地方分権部会を設置した。

地方六団体は、第3次行革審最終答申後直ちに設置した地方分権推進委員会の検討結果を受けて、平成6年9月、地方自治法に基づく「地方分権の推進に関する意見書」を国会と内閣に提出した。

この意見書は、地方分権改革の基本的な事項を「地方分権推進要綱」として整理して提言しており、政府の検討に反映されることとなった。

その後、第24次地方制度調査会の答申、地方分権部会の意見が提出され、平成6年12月に「地方分権の推進に関する大綱方針」が閣議決定された。そして、同大綱方針に基づき平成7年2月に「地方分権推進法案」が国会に提出され、同年5月に可決・成立した。

イ 地方分権推進法成立後

地方分権推進法は、①法律の目的、基本理念等を定めた「総則」、②国と地方との役割分担、地方分権の推進に関する国の施策(権限移譲、国の関与・必置規制・機関委任事務・国庫補助負担金について整理合理化その他所要の措置を講ずること)

等を定めた「地方分権の推進に関する基本方針」、③「地方分権推進計画」、④内閣総理大臣に対する勧告権を有する「地方分権推進委員会」、の本則4章により構成されていた。

同法に基づき平成7年7月に地方分権推進委員会(委員長:諸井虔)が設置され、議論が開始された。

地方分権推進委員会は、平成8年3月にまとめた中間報告において、地方分権改革を推進する背景・理由を挙げている。すなわち、①中央集権型行政システムの制度疲労、②変動する国際社会への対応、③東京一極集中の是正、④個性豊かな地域社会の形成、⑤高齢社会・少子化社会への対応の5点であり、それぞれ当時の認識は以下のとおりであった⁸。

- ・「中央集権型行政システムの制度疲労」:明治以来のこのシステムは、限られた資源を中央に集中し、これを部門間・地域間で配分するものであり、高度成長期には時代の要請に適合していたが、以下のとおり国際・国内の環境が変化する中、多様性や地域の個性を軽視する弊害が大きくなり、新たな課題に対応する能力を失っている。
- ・「変動する国際社会への対応」:国が、激増する国際調整課題に十分対応できていないため、国の国内問題に関与する負担を軽減し、国の役割を国際対応等に純化し、強化すべきである。
- ・「東京一極集中の是正」:人口・産業・金融・情報・文化等の東京への一極集中現象に歯止めをかけ、地域の産業・行政・文化を支える人材を地方圏で育て、地域社会の活力を取り戻す必要がある。
- ・「個性豊かな地域社会の形成」:我が国は世界有数の経済力を有しているながら、国民の多くは日常生活において真の安らぎと豊かさを実感できていないため、固有の自然・歴史・文化を有する地域社会の自己決定権を拡充し、真の成熟社会を構築すべきである。
- ・「高齢社会・少子化社会への対応」:急務となっている福祉・医療・保育・教育サービスの再編成による総合行政化と、公益法人・一般法人、NPO、民間企業などとの公私協働の仕組みづくりが必要であるが、国の縦割りでは対応できず、住民に身近な地方公共団体の創意工夫が必要である。

地方分権推進委員会は、平成8年12月以降平成9年10月までに、第1次から第4次の勧告を行った。それを政府において実行に移すため、平成10年5月に地方分権推進計画が閣議決定された。

⁸ 第1次地方分権改革の際の背景・理由とされていた5項目について、現状に照らして概括すると以下のとおりであり、引き続き地方分権改革を推進すべき状況にあるといえる。

「中央集権型行政システムの制度疲労」及び「個性豊かな地域社会の形成」については、これまでの地方分権改革により一定の前進をみたといえるが、いまだ途半ばである。また、「変動する国際社会への対応」については、当時とは比較にならないほどグローバル化が進展し、むしろ調整課題は増加しており、「東京一極集中の是正」については、依然として東京と地方との格差は解消されているとはいえない。さらに、「高齢社会・少子化社会への対応」については、日本社会は大きな構造変化に直面しており、社会保障の持続可能性が問われている。

上記地方分権推進計画を踏まえ、その法律事項を具現化するため、475本の法律を一括で改正する「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」(地方分権推進一括法案)が国会提出され、平成11年7月に成立した。

地方分権推進委員会は、平成10年11月の第5次勧告後、地方分権推進一括法に関連する政省令・告示の内容、地方分権推進計画及び第2次地方分権推進計画の措置状況、新たに制定される法律・政令の事務区分、関与などの在り方について監視活動を行い、平成13年7月に解散した。

② 改革の主な成果

第1次地方分権改革は、以下の具体的な成果を挙げた。

ア 機関委任事務制度の廃止とそれに伴う事務区分の再構成等

機関委任事務制度は、知事及び市町村長を国の機関とし、これに国の事務を委任して執行させる仕組みであり、明治時代の旧市制・町村制下の地方制度において自治体であった市町村の長を国の指揮監督下に置く方式として制度化されたものである。その後、戦後の地方自治制度の発足により都道府県が完全自治体となり、知事が公選制になったことに伴って、都道府県にも拡大された。

第1次地方分権改革では、対等・協力の新しい国・地方の関係を築くため、この機関委任事務制度を廃止し、それに伴い、地方公共団体の処理する事務の一部を廃止し、又は、国の直接執行事務へ移管した上で、国家の統治の基本に密接な関連を有する事務、根幹的部分を国が直接執行している事務等のメルクマールに該当する事務のみを法定受託事務⁹に区分し、それ以外は自治事務とすることとした。

また、機関委任事務制度を前提として成り立ってきた地方事務官制度は存続し得ないこととなるため、地方事務官制度を廃止することとした。

イ 国の関与等の見直し

地方自治法において、機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権を廃止するとともに、関与に係る基本原則、新たな事務区分ごとの関与の基本類型、関与の手続及び関与に係る係争処理手続(国地方係争処理委員会(審査結果に基づき国に対する勧告等を実施)の設置等)を定め、個別法における関与は、基本類型に沿った必要最小限のものとした。

【個別の関与の廃止・縮減の具体例】

- ・ 教育長の任命に係る文部大臣及び都道府県教育委員会の承認の廃止

⁹ 法定受託事務(国→都道府県・市町村):法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法第2条第9項第1号)

法定受託事務(都道府県→市町村):法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法第2条第9項第2号)

- ・ 公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示の廃止
- ・ 漁港修築事業の施行に関する農林水産大臣の許可を届出に変更

ウ 権限移譲の推進

国の権限を都道府県に、また、都道府県の権限を市町村に移譲することとした。

また、20万人以上の人口規模を有する市に権限をまとめて移譲する「特例市制度」を創設した。

さらに、地域の実情に応じ都道府県から市町村への事務の移譲を推進するため、「条例による事務処理の特例制度」を新設した。

【権限移譲の具体例】

- ・ 2ha超4ha以下の農地転用の許可権限(国→都道府県)
- ・ 国有林等を除く保安林指定・解除等の権限(国→都道府県)
- ・ 用途地域に関する都市計画の決定等(都道府県→市町村(三大都市圏の既成市街地等を除く))
- ・ 児童扶養手当の受給資格の認定等(都道府県→市及び福祉事務所を設置する町村)
- ・ 障害児に係る補装具・日常生活用具の給付(都道府県→市町村)

【特例市への権限移譲の具体例】

- ・ 騒音、悪臭原因物等公害関係の地域指定に関する権限
- ・ 開発行為の許可等

エ 必置規制の見直し

国が地方公共団体の組織や職の設置を義務付けている必置規制については、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、その廃止・緩和を推進した。具体的には、各種審議会の組織、名称を弾力化するとともに、福祉に関する事務所の統合等が可能となるよう弾力的な名称の使用や設置形態が可能である趣旨を明確にした。

【見直した必置規制の具体例】

- ・ 都道府県自然環境保全審議会の組織、名称に関する必置規制の弾力化
- ・ 身体障害者更生相談所等について弾力的な名称使用、設置形態が可能であることを明確化
- ・ 公立博物館の学芸員、学芸員補の定数規定の廃止

オ 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

国庫補助負担金の整理合理化については、地方公共団体の自主自立性を高める見地から、廃止、一般財源化、重点化等を行うこととし、また、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化、交付金化等の見直しを行った。

地方税財源の充実確保については、法定外普通税の許可制度の協議制度への

移行及び法定外目的税の創設を行ったほか、地方債許可制度については、これを廃止し、原則、協議制度に移行することとした。

カ その他

地方公共団体の行政体制の整備・確立等も併せて推進された。具体的には、市町村合併の推進、地方議会の活性化等の取組を行った。

③ 改革の評価

ア 改革の理念構築

地方分権改革を初めて具現化することとなった第1次地方分権改革は、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、地方分権型行政システム（住民主導の个性的で総合的な行政システム）を確立するという地方分権改革の理念を打ち立てた点で大きな意義を有する。

イ 機関委任事務制度の廃止

第1次地方分権改革の最も象徴的な改革は、明治時代に淵源を有する機関委任事務制度を廃止し、国の関与の見直しなどにより国と地方との関係の基本ルールを確立したことである。それまで、戦後の地方公共団体は、長・議会が、住民による選挙で選出されるデモクラシーに基づく存在であるとともに、国の命令に従うエージェントでもあるという二面性を有していたが、そこから官治主義的な要素を払拭し、真に自立した行政主体に変革した大きな改革であったといえる。

ウ 国と地方の役割分担の在り方

国は国際社会における国家としての存立に関わる事務等、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体は地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うという、国と地方の役割分担の在り方を明確にしたことについては評価できる。

このような考え方を踏まえ、農地転用の許可権限、保安林の指定・解除の事務、水道事業の認可・監督の事務のそれぞれの一部を始めとした事務・権限を国から地方に移譲する一方で、国立公園の管理等の事務や駐留軍用地特措法における土地調書への署名押印の代行の事務等を国の直接執行事務に移行することで、国と地方の役割分担の適正化が図られた。しかしながら、個別の分野における国から地方への事務・権限の移譲は比較的少数にとどまった。

エ 自由度を高める改革

戦後の地方制度改革では地方の所掌する事務の拡大を目指した改革が指向され続けてきたが、第1次地方分権改革では、地方公共団体が既に多くの事務を執行し

ているという前提に立って、機関委任事務制度の廃止や国の関与の見直し等、現状の国と地方の所掌事務を前提としつつ、地方公共団体の自由度を高めるというこれまでにない方向の改革が行われた点は着目すべきである。そして、この自由度を高める方向での改革は、その後の地方分権改革においても大きな柱となっている。

自由度を高める改革を、それぞれ自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立の観点から検証すると、以下のとおりである。

- ・ 自治行政権については、国の関与の新しいルールの創設、必置規制の見直しなどで一定の成果を挙げた。
- ・ 自治立法権については、これまで機関委任事務として条例制定ができなかったものについても制定が可能になるとともに、通達・通知が技術的助言に変わり法的拘束力がなくなったため、地域の状況に照らし法令を柔軟に解釈する余地が拡大した。また、地方における意識改革も起こり、地方分権の理念を踏まえた独自の取組として、独自条例制定が進んだ。しかしながら、国の個別法令による義務付け・枠付けの見直しはほとんど進まず、次の課題として持ち越された。
- ・ 自治財政権については、国庫補助負担金改革により一定の前進が見られたものの、税源移譲等一般財源の充実には十分に踏み込めなかった。

オ 改革の手法等

地方分権推進委員会という、法律に基づき有識者によって構成される委員会において検討が行われ、その勧告を踏まえて各府省の法令を一括法で改正することで、多く改革を並行して進めるという地方分権改革の推進手法を定着させたことは評価できる。

勧告事項の内閣総理大臣の尊重義務規定の下、勧告に当たって各府省と合意に達した事項のみを勧告するという手法を採ったため、勧告事項がほぼそのまま実現するという着実な改革を達成することはできたが、一方で、各府省が反対する事項に切り込む大胆な勧告には至らなかったという面もある。

④ 地方分権推進委員会の自己評価とその後の取組

以上の事項と重複するが、地方分権推進委員会が、その設置期限を前にした平成13年に取りまとめた「最終報告」において整理した改革の自己評価を参考までに掲げる。これらの課題は第2次地方分権改革に引き継がれることになる。

「最終報告」においては、地方分権改革全体について、「今次の分権改革の成果は、これを登山にたとえれば、まだようやくベース・キャンプを設営した段階に到達したにすぎないのである」とし、「今次の分権改革は第1次分権改革と呼ぶべきものであって、分権改革を完遂するためには、これに続いて第2次、第3次の分権改革を断行しなければならない」としている。

その上で、残された課題として、①地方財政秩序の再構築、②地方公共団体の事

務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和、③地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討、④事務事業の移譲、⑤制度規制の緩和と住民自治の拡充方策、⑥「地方自治の本旨」の具体化の6点を挙げている。

上述の残された課題のうち、地方財政秩序の再構築については、地方分権改革推進会議(議長:西室泰三)で一定の議論が行われたが、主に議論は経済財政諮問会議で行われ、平成16年から18年にかけて「三位一体の改革」として実現した。この改革は、国庫補助負担金改革(約4.7兆円)、税源移譲(約3兆円)、地方交付税改革(約△5.1兆円)を一体的に実施したものであった。

三位一体の改革については、3兆円の税源移譲の実現による地方の自主財源の強化、国庫補助負担金改革による地方の自由度の拡大により、地方の自立に資するものであった。しかしながら、地方交付税の削減が急激に行われたこともあり、特に財政力の弱い地方公共団体に対する影響が大きく、また、国庫補助負担金改革において、単なる国の負担率の引下げにより地方の自由度や裁量の拡大につながらないものが含まれるなどの課題もあった。

残された課題に関連して、市町村の行財政基盤確立のため全国的に推進された市町村合併(いわゆる「平成の合併」)については、市町村数が、平成11年3月31日の3,232団体から平成25年11月1日の1,719団体となり、相当程度の進捗をみている。合併市町村では、専門職員の充実など地方分権改革の受け皿としての行政体制が整備されつつあるが、一方で、住民の声が届きにくくなったという指摘もあるため、地域コミュニティの活性化の取組を進めている市町村も多い。

(2) 具体的な改革を積み重ねた第2次地方分権改革

① 改革の経緯

ア 地方分権改革推進法成立まで

「未完の改革」とされた地方分権改革をもう一度動かすため、地方六団体は、地方自治法に基づく「地方分権の推進に関する意見書」を、平成18年6月国会と内閣に提出し、新地方分権推進法の制定等7つの提言を行った。これは、第1次地方分権改革の端緒となった平成6年9月の意見書以来12年ぶりに行われたものであった。

これを受けて、平成18年7月の「骨太の方針2006」において「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」とされ、更なる地方分権改革に向けた方針が示された。

その後、平成18年9月に誕生した第1次安倍内閣は、「地方分権改革推進法案」を同年10月に国会に提出し、同法案は同年12月に可決、成立した。

イ 地方分権改革推進法成立後

地方分権改革推進法は、新たな地方分権改革の推進体制等を定める枠組み法であるという点で、第1次地方分権改革時の「地方分権推進法」の法的構造と基本的に同じであるが、後者が5年の時限法(途中延長により6年)であるのに対し、3年の時限法とされた。

地方分権改革推進法に基づき、平成19年4月に地方分権改革推進委員会(委員長:丹羽宇一郎)が設置され、同委員会は第1次から第4次にわたる勧告を行った。

それを受けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法(平成23年4月成立))、第2次一括法(平成23年8月成立)、第3次一括法(平成25年6月成立)が成立し、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)、都道府県から市町村への権限移譲が進められるとともに、「国と地方の協議の場に関する法律」(平成23年4月成立)により国と地方の協議の場の法制化が図られた。

現在の地方分権改革の推進体制としては、平成25年3月に第2次安倍内閣の下で、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする地方分権改革推進本部が設けられ、また、同年4月から地方分権改革担当大臣の下で地方分権改革有識者会議(座長:神野直彦)が開催されている。

両者の関係について、本部は、改革に関する政策を検討・決定する場とされ、有識者会議は、本部における検討内容を充実するため、地方分権改革に関する課題を調査・審議するものとされており、明確な役割分担がなされている。

現在、残された課題である国から地方への事務・権限の移譲等を進めており、この取組を終えれば、地方分権改革推進委員会の勧告事項について、一通り検討し、対処したこととなる。

② 改革の主な成果

地方分権改革推進委員会の平成19年5月の「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」では、調査審議の方針として、「従来からの分権議論で残されてきた課題の検証を行いながら、(中略)重点的に検討を進めていく」とされ、第1次地方分権改革の「残された課題」を意識し、それを十分取り上げるという考え方が示されている。

第2次地方分権改革は、以下の具体的な成果を挙げた。

ア 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)については、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、自治事務のうち、法令により義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていない10,057条項のうち、見直し対象の4,076条項について見直しを行った。4,076条項の見直しに当たっては、義務付け・枠付けの存置を許容

する場合等のメルクマールを設ける方法により網羅的に検討を行い、地方からの提案も踏まえつつ、「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」、「計画等の策定及びその手続」など重点見直し項目を定めながら、4次にわたり見直しを実施し、見直すべきとされた1,316条項に対し975条項の見直しを行った。

イ 国から地方への事務・権限の移譲等

地方分権改革推進委員会の勧告事項のうち、残された課題となっている国から地方への事務・権限の移譲等について、平成25年9月に地方分権改革推進本部において「当面の方針」が決定された。これに沿って、各府省や地方側との調整が行われ、12月には「見直し方針」を閣議決定し、次期通常国会に第4次一括法案を提出することとされている。

ウ 都道府県から市町村への権限移譲

都道府県から市町村への権限移譲については、上記アの規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）と併せて第2次から第4次にわたる見直しにより、地方分権改革推進委員会の勧告事項である82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目について移譲を行った。

また、第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、上記イの国から地方への事務・権限の移譲等と併せて、12月には「見直し方針」を閣議決定し、次期通常国会に第4次一括法案を提出することとされている。

エ 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場については、「国と地方の協議の場に関する法律」の制定により、法制化された。現在同法に基づき、①国と地方公共団体との役割分担に関する事項、②地方自治に関する事項、③地方自治に影響を及ぼすと考えられる国の政策のうち、重要なものについて協議が行われている。

オ 補助対象財産の財産処分の弾力化

「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」（平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項）により、①概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告等により国の承認とみなすとともに、その際、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないこと、②各府省は財産処分の承認基準を分かりやすく定め、地方公共団体及び地方支分部局に対し確実に周知すべきことが定められた。

カ 地方議会制度の見直し

地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲の拡大等について、平成23年地方自治法改正により措置された。

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について、平成24年地方自治法改正により措置された。

③ 改革の評価

ア 個別事項に係る数多くの制度改革

第2次地方分権改革は、第1次地方分権改革では十分に行われなかった、権限移譲や規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)に関する個別法令レベルに踏み込んだ制度改革を、数多く実現した点について評価できる。

イ 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

特に規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)については、地方公共団体が自主的に条例を制定できる範囲が拡大したことで、地方に自ら考える機会を提供するとともに、これまでの全国画一的で細部まで規制していた国の法体系の中にあつて、地方公共団体が地域課題を踏まえた多様な法的対応を採ることを可能とするものであり、地方の自主性・自立性の向上に貢献している。

一方で、福祉施設の人員・設備・運営基準に関しては、従うべき基準が残るなど、必ずしも十分に地方の自由度が確保されていない面もある。

ウ 権限移譲

現在進められている国から地方への事務・権限の移譲等については、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情を反映した総合行政を進めることで効果的かつ効率的な事務執行が可能となるという意義がある。

都道府県から市町村への権限移譲については、土地利用、社会保障等の分野で着実に推進されており、市町村において総合行政が行いやすくなっている。

一方で、小規模な市町村では、十分な事務処理体制をとることができず、都道府県の支援を要するという指摘もある。

エ 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場の法制化以前から、個別の課題解決のため必要に応じて国と地方との間の協議は行われていたが、法制化により恒常的に政府の代表と地方の代表とが協議する仕組みが設けられ、国と地方が連携をとって円滑に諸課題に対処しやすくなった。

2 地方の取組

(1) 国の制度改革の成果を活かした取組

地方分権改革の推進に伴い、各地方公共団体において、上述の国における制度改革等を活用した取組が進められている。特に個別の法律が多数改正された第2次地方分権改革以降、それを活用した地方公共団体における独自の取組が厚みを増している。

各地方公共団体における取組は、まさに地方によって多種多様であり、成果を活かして創意工夫を凝らした取組を実践している団体が数多くある一方、必ずしも制度改革の成果を有効に活用しきれていない場合も見受けられる。

① 権限移譲

住民に身近な地方公共団体に事務・権限が移譲されることにより、窓口の一本化等による住民の利便性の向上、地域課題の解決に資する独自の取組の推進、総合行政の展開による行政の効果・効率的な運営など、多面的な成果が現れている。

具体的な事務・権限についてみると、以下のようなメリットが認められる。

- ・ 都市計画に関する事務については、市町村への移譲が進展し、地域の実情に応じたまちづくりに活かされている。
- ・ 農地等の権利移動の許可については、許可までの期間が短縮され、申請者の利便性が向上した。
- ・ 未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等については、母子保健サービスにおいて市町村による一貫した事務処理や窓口の一元化が可能となった。

また、市町村への移譲に当たっては、都道府県による情報提供や助言、サポート、研修受入れなどの工夫がなされている。

他方、移譲を受けた市町村からは、規模が小さい団体を中心として、以下のような課題も指摘されている。

- ・ 都道府県等からの情報提供やノウハウの獲得・専門職員養成のための助言・支援が必要。
- ・ 業務増に伴う人員措置・財源措置が必要。
- ・ 事務処理件数が少ない場合ノウハウが蓄積せず移譲の効果が薄い。
- ・ 移譲を受ける団体、移譲する団体双方において、地域ごとに創意工夫を凝らし、行政の質と効率の向上に向けた努力が求められる。

② 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

第2次地方分権改革における第1次から第3次までの一括法により、施設・公物設置管理の基準等につき従来の法令による全国一律の基準が条例委任されたことを受け、各地において地域の実情に応じた独自基準が制定されている。また、その独自基準に適合した施設等も整備されつつある。

規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)により、以下のようなメリットが認められる。

- ・ 条例で公営住宅に入居可能な子育て世帯の範囲を拡大することにより子育て世代の支援が充実した。
- ・ 0、1歳児1人当たりの保育所乳児室の面積について、国の最低基準よりも条例の基準を引き上げるにより、保育の質を一層充実させた。
- ・ 条例で歩道幅を縮小することにより、道幅が狭い道路でも歩道整備が可能となり、歩行者の安全対策が強化された。

また、①国等に対する協議、②国等による同意又は許可・認可・承認、③計画等の策定などの義務付けを緩和したことにより、地方公共団体の事務の簡素化・迅速化などが図られている。

③ 必置規制の見直し

弾力的な名称使用、設置形態が可能であることの明確化により、以下のようなメリットが認められる。

- ・ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3機関を、「児童・障害者相談センター」として統合し、相談機能の一元化が図られた。

④ 補助対象財産の財産処分の弾力化

補助対象財産の財産処分が弾力化されたことにより、少子化による学校の統廃合に伴い使用されなくなった学校施設等が転用され、財産の有効活用が行われるなどの事例が数多く現れている。

廃校施設(小学校・中学校・高等学校)数と有効活用の状況をみると、平成24年5月現在で、平成14年度から23年度の廃校数は4,709で、そのうち何らかの活用が図られているケースは2,963と相当程度転用が進んでいる。具体的には、スポーツ施設、公民館、福祉施設、文化施設、体験交流施設、庁舎、企業施設等地域のニーズを反映した多様な用途で活用されている。

⑤ 法定外税

法定外税の見直しにより、宿泊税、遊漁税、産業廃棄物税など地方の実情に応じた法定外税が導入されている(平成6年:23件→平成25年:55件)。

⑥ 条例による事務処理特例制度

条例による事務処理特例制度により、市町村の意見も反映しつつ、都道府県が主導し、市町村に対する多くの事務・権限の移譲が進められている。移譲の内容としてはまちづくり(土地利用を含む)、産業、福祉・保健、教育、環境・衛生、生活・安全等幅広い行政分野にわたっている。その際、法令改正による移譲に先駆けて移譲する例や法令改正による移譲と一体的に推進する例も見られる。

移譲の目的・効果としては、住民サービスの向上、市町村の自主的・総合的な施策の展開、県・市町村を通じた効果・効率の向上等が挙げられる。具体的には以下のようなメリットが認められる。

- ・ パスポートの申請交付事務の移譲により、身近な窓口での申請、申請手続のワンストップ化、発給期間の短縮などが実現した。
- ・ 農地転用の許可権限の移譲により、住民や地域の実態をより踏まえ、地域の特色を活かしたまちづくりの推進が可能となるとともに、事務処理期間が短縮した。
- ・ NPO法人の設立認証等の事務の移譲により、市町村とNPO法人との地域課題の共有や協働が進むとともに、NPO法人も身近な窓口での申請が可能となった。

移譲の方式としては、手挙げ方式を採るところが多いが、行政の効率化を図るため、一律移譲又は人口規模別移譲としているところもある。また、都道府県が移譲方針を定め、市町村がそれに基づき移譲計画を策定するなど、計画的な移譲が進められている例が多い。

移譲に当たっては、都道府県と市町村が移譲について個別に調整を行うことに加え、以下のような工夫を凝らした多様な取組が行われている。

- ・ 行政分野ごとに一定の事務・権限をパッケージ化して移譲(パッケージ方式)
- ・ 移譲を進めるべき事務を重点移譲事項として指定し、市町村へ働きかけ
- ・ 移譲対象事務の事務フロー、必要な体制、移譲のメリット、課題等を事前に市町村に提示

都道府県による支援としては、説明会・研修の実施、法令整備に対する助言、マニュアルの提供、研修員の受入れ、県職員の派遣、財政支援等が見られる。

課題としては、指定都市等規模の大きな団体は移譲を強く求めている一方、小規模な市町村では、これ以上の移譲の受入れが難しくなっているところがあるとの指摘がある。

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

各地方公共団体においては、国の制度改革等に伴う取組のみならず、地方分権改革の理念を踏まえた地方独自の取組が展開され、個性を活かした取組が広がりつつある。

① 住民との協働による行政の推進

住民の政策形成過程への参画が大きく進むとともに、住民と行政との協働による独自施策が展開されている。

(ア) 住民の政策形成過程への参画の促進

- ・ 重要な条例の制定や計画策定時の市民参加等を定める市民参加条例の制定
- ・ 市の振興計画の進捗状況について、多くの市民が参加し、評価を行う委員会の開催・運営
- ・ 長期総合計画の策定やまちづくり施策の推進のため、市民討論会を開催し、様々な市民の

意見・提案を市の施策へ反映

(イ)住民との協働による独自施策の展開

- ・ 環境都市を目指した、市民の環境活動等を促進する独自の取組の実施
- ・ 公共サービスについて、企業、NPOなどから改善提案を求め、提案者と行政が対話を重ねながら事業を実施
- ・ 個人・企業からの寄附を市民活動団体の地域貢献活動につなげる基金の設立

② 自主条例を活用した政策の展開

様々な地域課題に対応するため、法令等に基づき制定義務のある条例以外に地方公共団体が自らの発意で主体的に定める条例が幅広い分野で多彩に制定されるようになった。

具体的には、コミュニティ条例、まちづくり条例、空き家対策条例など、住民自治を推進するものや地域課題解決のため政策的に定められるものなどが見られる。

このような自主条例の制定の増加は、地域の課題は地方公共団体が責任を持って解決するという自立の精神が強まっている証左と考えられる。

また、法令等に基づき制定義務のある条例についても、その一部に独自の内容を盛り込んだり、政策分野ごとの複数の条例を統合したりするなど、様々な工夫が凝らされるようになった。

③ 地方議会の活性化

地方議会においては、地方公共団体の執行部局が提出する条例のみならず、議員提案条例も制定されるようになった。

議員提案条例としては、議会基本条例や政治倫理条例など議会の在り方に関する条例だけでなく、政策課題を解決するための条例が制定される例も見られる。

また、住民に開かれた議会とするため、住民が誰でも参加可能な議会報告会の開催、傍聴者定員の引上げ、議会のインターネット中継などの情報発信の充実等の取組が行われている。

他方、地方議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役割を果たしていないのではないかなどの指摘が見られることから、今後更なる活性化が望まれる。

④ 地方公共団体間の協働

地方において、独自の枠組みを設けて、地方公共団体間で協力して課題解決に当たる事例も出てきている。

例えば、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、市町村を含めた徴税体制の強化が強く求められている中、都道府県と管内市町村で地方税滞納整理機構を設立し、高額・困難な滞納案件は機構が滞納整理を行うことなどにより、徴収率を上

げている事例などが増加している(滞納整理のための広域組織は現在25)。

また、都道府県から相当程度の事務の移譲を受けた市町村が、内部組織を共同設置することによって、効率的に事務を処理している事例も見受けられる。

⑤ 推進体制の整備

都道府県、指定都市、人口規模の大きい市を中心に、専任の地方分権改革担当組織を設けて改革を推進している場合が多い。また、多くの市町村においても、何らかの形で地方分権改革の推進体制がとられている。

また、自主条例の制定等に伴い、各地方公共団体において政策法務に関する体制整備が図られている。具体的には、政策法務課など、政策法務を担当する組織の設置や法曹資格者の任用などが推進されている。

一方、予算の要望・陳情活動については、かつては補助対象が限定された国庫補助負担金が数多く存在し、交付金のように地方の活用の自由度が高いものが少なかったため、国の予算編成時期を中心にかなりの精力を割いて行われていた。しかしながら、国庫補助負担金に関する改革が進むに連れて、活動自体相当程度簡略化されてきており、首長としても予算確保もさることながら、地域の実情に合った政策提言がどれだけできるかが問われるようになってきている。

参考 2

地方分権改革有識者会議の開催について

平成 25 年 4 月 5 日

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定

1. 趣 旨

地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、「地方分権改革有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構 成

- (1) 会議は有識者（地方分権改革に関する学識者及び実務経験者をいう。）により構成し、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が開催する。
- (2) 会議の座長は、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が指名する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議の配布資料及び議事概要については、原則として、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。

3. 庶 務

会議の庶務は、地方分権改革推進室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

参考3 構成員名簿

<地方分権改革有識者会議>

かしわき ひとし 株式会社リクルートホールディングス取締役相談役
柏木 斉

ことう はるひこ 早稲田大学創造理工学部長
後藤 春彦

こばやかかわみつお 成蹊大学法科大学院教授
○小早川光郎

しらいし かつや まさま 松前町長
白石 勝也

じんの なおひこ 東京大学名誉教授
◎神野 直彦

せいいち ともこ 西南学院大学教授
勢一 智子

たにぐち なおこ 東京工業大学准教授
谷口 尚子

ふるかわ やすし 佐賀県知事
古川 康

もり まさし 富山市長
森 雅志

(◎は座長、○は座長代理)

<雇用対策部会>

- いわむら まさひこ
岩村 正彦 東京大学大学院教授
- かまた つかさ
鎌田 司 元共同通信社編集委員兼論説委員
- こばやかわ みつお
◎小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授
- すどう おさむ
須藤 修 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長
- たにくち なおこ
谷口 尚子 東京工業大学准教授

<地域交通部会>

- うちだ あきのり
内田 明憲 読売新聞論説委員
- かとう ひろかず
加藤 博和 名古屋大学大学院准教授
- ごとう はるひこ
◎後藤 春彦 早稲田大学創造理工学部長
- せいいち ともこ
勢一 智子 西南学院大学教授
- やまうち ひろたか
山内 弘隆 一橋大学大学院教授

<農地・農村部会>

- おだぎり とくみ
小田切徳美 明治大学農学部教授
- かしわき ひとし
◎柏木 斉 株式会社リクルートホールディングス取締役相談役
- こばやかわ みつお
小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授
- つじ たくや
辻 琢也 一橋大学大学院教授
- ひとら ただし
人羅 格 毎日新聞論説委員

(◎は部会長)

参考4 調査審議の経過

<地方分権改革有識者会議>

平成25年4月12日 第1回会議

地方分権改革の在り方についてフリーディスカッション

平成25年4月26日 第2回会議

地方分権改革の基本的な考え方について、神野座長の検討試案「個性を活かし自立した地方をつくるために」に基づき検討

平成25年5月15日 第3回会議

地方分権改革の基本的な考え方について、「個性を活かし自立した地方をつくるために」を取りまとめ

平成25年8月29日 第4回会議

地方分権改革の総括と展望の今後の進め方について了承

平成25年9月30日 第5回会議

地方分権改革の総括と展望について、学識経験者からのヒアリング(第1回)、意見交換

【ヒアリング対象者】

西尾 勝 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長
岩崎 美紀子 筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授
増田 寛也 野村総合研究所顧問
谷 隆徳 日本経済新聞社編集局地方部編集委員兼論説委員

平成25年10月11日 第6回会議

地方分権改革の総括と展望について、学識経験者からのヒアリング(第2回)、意見交換

【ヒアリング対象者】

中井 検裕 東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
関 幸子 株式会社ローカルファースト研究所代表取締役
礒崎 初仁 中央大学法学部教授
藤沢 久美 シンクタンク・ソフィアバンク代表

平成25年10月16日 第7回会議

地方分権改革の総括と展望について、学識経験者からのヒアリング(第3回)及び地方六団体からのヒアリング、意見交換

【ヒアリング対象者】

田尻 佳史 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター常務理事・事務局長

地方六団体

全国知事会		飯泉 嘉門 (徳島県知事)
全国市長会		石垣 正夫 (新見市長)
全国町村会		渡邊 廣吉 (聖籠町長)
全国都道府県議会議員会	会長	水本 勝規 (香川県議会議員)
全国市議会議員会	会長	佐藤 祐文 (横浜市議会議員)
全国町村議会議員会	会長	蓬 清二 (直島町議会議員)

平成25年11月1日 第8回会議

地方分権改革の総括と展望について、骨子案・論点整理案の議論及び学識経験者からのヒアリング(第4回)、意見交換

【ヒアリング対象者】

田中 里沙 株式会社宣伝会議取締役編集室長

平成25年11月21日 第9回会議

地方分権改革の総括と展望について、中間取りまとめ素案の議論

平成25年11月28日 第10回会議

地方分権改革の総括と展望について、中間取りまとめ案の議論

平成25年12月10日 第11回会議

地方分権改革の総括と展望について、中間取りまとめを決定

<雇用対策部会>

平成25年6月21日 第1回会議

無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等について、関係者からのヒアリング、意見交換

【ヒアリング対象者】

岡崎 淳一 厚生労働省職業安定局長
篠田 昭 新潟市長
新谷 信幸 日本労働組合総連合会総合労働局長
高橋 弘行 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
上田 清司 埼玉県知事

平成25年7月1日 第2回会議

無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等に係る報告書（素案）について議論

<地域交通部会>

平成25年7月3日 第1回会議

自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直し等について、関係者からのヒアリング、意見交換

【ヒアリング対象者】

武藤 浩 国土交通省自動車局長
古川 康 佐賀県知事
森 雅志 富山県富山市長
宗宮 孝生 岐阜県揖斐川町長
長尾 真 公益社団法人日本バス協会地方交通委員会委員長
各務 正人 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会理事長
漢 二美 一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長
河崎 民子 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク 副理事長

平成25年7月26日 第2回会議

自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直し等に係る報告書（素案）について議論

<農地・農村部会>

平成25年10月29日 第1回会議

農地転用に係る事務・権限の移譲関係、農地転用等に係る規制緩和関係について、関係者からのヒアリング、意見交換

【ヒアリング対象者】

實重 重実 農林水産省農村振興局長
光吉 一 農林水産省農村振興局農村計画課長
鈴木 英敬 三重県知事
國定 勇人 三条市長
白石 勝也 松前町長
加山 俊夫 相模原市長

平成25年11月5日 第2回会議

農地転用に係る事務・権限の移譲関係、農地転用等に係る規制緩和関係について、主な論点等の議論

平成25年11月20日 第3回会議

農地転用に係る事務・権限の移譲関係、農地転用等に係る規制緩和関係に関する報告書（素案）について議論

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

＜平成25年12月20日 閣議決定＞

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

2. 国から地方公共団体への移譲等

- 移譲する事務・権限【48事項】

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項】

例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

例：①バスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等
※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

自家用有償旅客運送*

○ 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。
(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)

○ 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

直轄道路・河川

※ 今後の国と地方との個別協議結果等を踏まえ、具体の財源措置等に係る内容について適宜見直しを行う。

(基本的な考え方)

○ 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。
○ その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

(移譲の対象範囲等)

○ 「地方分権改革推進要綱(第1次)」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。その際には、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象としない。

・ 道路 原則として、指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。

・ 河川 区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。

・ この場合、国で行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

(財源措置)

○ 以下の内容を基本として、政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。

・ 国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

・ 建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率(3分の2等)並みの交付金の措置を講ずる。

・ 維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。

※ バイパスの現道区間については、従前と同様の取扱いとし、協議・調整が整ったものから順次移譲する。

・ 財源措置は時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。

(その他)

○ 直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲以外の見直しを行う主な事務・権限）

無料職業紹介

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、その費用負担を極力抑えつつ、積極的に推進。
- 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまでに以上へに推進。

無料職業紹介事業を実施する地方公共団体164団体（都道府県42、市区町村等122）（平成24年3月末現在）

農地転用

【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進 — 国家戦略特区において農家レストランの農用区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
- ・ 農用区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用 — 荒廃農地等について、再エネ法に基づき場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
- ・ 農用地域における稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等 — 畜舎住宅を建てようとする場合、農用地区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・学級編制基準の決定・定数の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○	→
県費負担教職員の定数の決定	○	→
学級編制基準の決定	○	→

病院の開設許可

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

権限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 (病床数19床以下)		○
病院の開設許可 (病床数20床以上)	○	→

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権限	都道府県	指定都市
区域区分決定 (市街化区域と市街化調整区域の線引き)		○
都市計画区域マスタープランの決定 (区域区分の方針、都市計画の目標等)	○	→



事務・権限の移譲等に関する見直し方針について

〔平成25年12月20日〕
閣議決定

1 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）及び「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

加えて、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、「3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

【総務省】

(1) 放送法（昭25法132）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・小規模共聴施設（500 端子以下で地上テレビジョン放送の同時再放送のみを行うもの。有料放送及び区域外再放送を行う場合を除き、施設の設置場所及

び業務区域が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。) による業務開始の届出 (133 条 1 項)

- ・小規模共聴施設による業務の変更の届出 (133 条 2 項)
- ・小規模共聴施設による事業の承継の届出 (134 条 2 項)
- ・小規模共聴施設による業務の廃止等の届出 (135 条 1 項及び 2 項)
- ・小規模共聴施設の有線電気通信設備の設置の状況等について、関係者からの資料提供等に係る要求 (145 条 2 項)
- ・小規模共聴施設の道路法違反に係る第 174 条に基づく処分について、国土交通大臣への事前通知 (145 条 3 項)
- ・小規模共聴施設による業務の状況に関する報告徴収及び立入検査 (145 条 4 項)
- ・小規模共聴施設による業務の停止命令 (174 条)
- ・小規模共聴施設による業務に関する資料の提出要求 (175 条)

【法務省】

(1) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業 (ネットワーク事業を除く。) については、地域に密着したきめの細かい人権啓発活動を実施するため、地方において一定水準の啓発活動が行われることを担保しつつ、地方の意見も踏まえ、交付金等による必要な財源措置の方法を含め、都道府県及び指定都市に移譲する方策の検討を進める。

【厚生労働省】

(1) 職業安定法 (昭 22 法 141) 及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭 60 法 88)

国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業については、以下の方向性により見直す。

- (i) 公共職業安定所 (ハローワーク) の求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的

性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。

- (ii) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（以下「一体的実施」という。）、「ハローワーク特区」の取組など、公共職業安定所（ハローワーク）と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (iii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iv) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 児童福祉司及び児童福祉施設の職員（児童自立支援専門員を含む。）に係る養成施設及び講習会の指定（13 条 2 項 1 号）
- ・ 保育士に係る養成施設の指定（18 条の 6 第 1 号、施行令 5 条 1 項及び 2 項）
- ・ 保育士に係る養成施設に対する報告の要求、指導及び検査（18 条の 7、施行令 5 条 5 項）
- ・ 保育士に係る養成施設の指定内容の変更承認及び届出（施行令 5 条 3 項及び 4 項）
- ・ 保育士に係る養成施設の指定の取消し（施行令 5 条 6 項及び 7 項）

- (ii) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県、指定都市及び中核市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・国の開設した病院に対する指定療育機関の指定（20条5項）
- ・国の開設した病院である指定療育機関の指定の取消し（20条8項）
- ・国の開設した病院である指定療育機関に対する報告の要求及び検査（21条の4第1項）（大臣権限の廃止）
- ・国の開設した病院である指定療育機関に対する診療報酬の支払いの一時差止め（21条の4第2項）（大臣権限の廃止）

（3）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭22法217）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定（2条1項及び2項、施行令1条及び2条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（2条3項、施行令3条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設からの報告（施行令4条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令5条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定の取消し（施行令6条及び7条）

（4）食品衛生法（昭22法233）

（i）以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録（48条6項3号及び49条、施行令14条及び15条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の変更の届出（施行令16条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設に対する報告徴収（施行令17条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し（施行令18条及び19条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令20条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録（48条6項4号及び49条、施行令21条）

- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録の変更（施行令 25 条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止（施行令 26 条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令（施行令 28 条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令（施行令 29 条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録の取消し（施行令 30 条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収（施行令 32 条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査（施行令 33 条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令 34 条）
- ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録（施行令 9 条 1 項、14 条及び 15 条）
- ・食品衛生監視員に係る養成施設の変更の届出（施行令 16 条）
- ・食品衛生監視員に係る養成施設に対する報告徴収（施行令 17 条）
- ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録の取消し（施行令 18 条及び 19 条）
- ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令 20 条）

(ii) 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(5) 理容師法（昭 22 法 234）

理容師に係る養成施設の指定（3 条 3 項）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(6) 栄養士法（昭 22 法 245）

栄養士に係る養成施設の指定及び監督の都道府県への移譲については、今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進める。

(7) 消費生活協同組合法（昭 23 法 200）

以下に掲げる事務・権限（地域又は職域が都道府県の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合等」という。）であって地

方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)は、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 共済事業を行う組合等における兼業に係る承認 (10条3項)
- ・ 組合等に係る員外利用の許可及び命令 (12条4項2号及び3号並びに6項)
- ・ 組合等に係る共済事業に伴う立入検査等、業務改善命令及び登録の取消し等 (12条の2第3項において準用する保険業法 (平7法105) 305条、306条及び307条1項3号)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (30条の2第2項)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (代表理事に係るもの) (30条の9第5項において準用する30条の2第2項)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (組合の解散及び清算に係るもの) (73条において準用する30条の2第2項)
- ・ 組合等に係る定款、共済事業規約及び貸付事業規約の変更の認可等 (40条4項から8項 (40条7項において準用する58条及び59条1項から5項を含む。))
- ・ 組合等に係る共済事業の譲渡等の届出 (50条の2第5項)
- ・ 組合等の共済事業に係る経理の他の経理への資産運用等の禁止の承認 (50条の4第1項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る健全性の基準の定め (50条の5)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る価格変動準備金の積立の認可 (50条の9)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済計理人の意見書の写しの提出等 (50条の12第2項及び3項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済計理人の解任命令 (50条の13)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る資産運用の方法等の承認 (50条の14第1項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更の申出の承認 (53条の4第1項及び3項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る業務の停止等の命令 (53条の5)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済調査人による調査 (53条の10第1項から3項及び53条の10第4項において準用する民事再生法 (平11法225) 61条1項)

- ・ 共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更に係る承認 (53 条の 13 第 1 項及び 2 項)
- ・ 共済事業兼業組合に係る議決権等の事前承認 (53 条の 17 第 2 項)
- ・ 共済事業専業組合に係る議決権等の事前承認 (53 条の 19 第 2 項において準用する 53 条の 17 第 2 項)
- ・ 組合等の設立の認可 (57 条 1 項及び 2 項、58 条並びに 59 条 2 項及び 3 項)
- ・ 組合等の解散の認可 (62 条 2 項並びに 62 条 3 項において準用する 57 条 2 項、58 条並びに 59 条 2 項及び 3 項)
- ・ 組合等の合併の認可 (69 条 1 項並びに 69 条 2 項において準用する 57 条 2 項、58 条並びに 59 条 2 項及び 3 項)
- ・ 解散した組合等の継続の認可 (63 条 1 項並びに 63 条 3 項において準用する 58 条並びに 59 条 2 項及び 3 項)
- ・ 組合員の減少による解散の届出 (64 条 2 項)
- ・ 組合等の解散の登記の嘱託 (89 条 2 項)
- ・ 組合等に係る登記の嘱託等 (92 条において準用する商業登記法 (昭 38 法 125) 14 条及び 25 条 3 項)
- ・ 組合等の決算関係書類等の提出 (92 条の 2 第 1 項及び 2 項)
- ・ 組合等に係る報告の徴収及び検査 (93 条、93 条の 2 並びに 93 条の 3 第 1 項及び 2 項)
- ・ 組合等に係る検査 (94 条 1 項から 5 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る監督上の処分 (94 条の 2 第 1 項、2 項、4 項及び 5 項)
- ・ 組合等に係る法令等の違反に対する処分 (95 条 1 項から 3 項)
- ・ 組合等に係る議決、選挙及び当選の取消し (96 条 1 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済代理店の設置等の届出 (96 条の 2)

(8) 保健師助産師看護師法 (昭 23 法 203)

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定 (19 条 2 号、20 条 2 号及び 21 条 3 号、施行令 11 条及び 12 条)

- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 13 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所からの報告（施行令 14 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令 15 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定の取消し（施行令 16 条及び 17 条）

(9) 歯科衛生士法（昭 23 法 204）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・歯科衛生士に係る養成所の指定（12 条 2 号、施行令 2 条及び 3 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 4 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所からの報告（施行令 5 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示（施行令 6 条及び 7 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所の指定の取消し（施行令 8 条）

(10) 医療法（昭 23 法 205）

(i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。）のうち、社会医療法人の認定（68 条の 2 第 1 項において準用する 42 条の 2 第 1 項及び 2 項）
- ・医療法人の設立認可等（68 条の 2 第 1 項において準用する 44 条 1 項及び 3 項並びに 45 条）
- ・医療法人の理事等に係る認可等（68 条の 2 第 1 項において準用する 46 条の 2 第 1 項ただし書、46 条の 3 第 1 項ただし書及び 2 項、46 条の 4 第 5 項、6 項及び 7 項 4 号並びに 47 条 1 項ただし書）

- ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出（68条の2第1項において準用する50条1項から3項）
 - ・医療法人の事業報告書の届出等（68条の2第1項において準用する52条）
 - ・医療法人の解散及び合併の認可等（68条の2第1項において準用する55条6項、7項（57条5項において準用する場合を含む。）及び8項、56条の6、56条の11、56条の12第3項及び4項、57条4項並びに58条）
 - ・医療法人に対する報告徴収及び立入検査（68条の2第1項において準用する63条1項）
 - ・医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員解任勧告（68条の2第1項において準用する64条）
 - ・医療法人のうち社会医療法人の認定取消し及び業務停止命令（68条の2第1項において準用する64条の2）
 - ・医療法人の設立認可の取消し（68条の2第1項において準用する65条及び66条）
 - ・医療法人に対する弁明の機会の付与（68条の2第1項において準用する67条1項及び3項）
 - ・医療法人台帳の記載等（施行令5条の11）
 - ・社会医療法人に係る認定（施行令5条の15において準用する施行令5条の5）
 - ・医療法人の登記及び役員変更の届出（施行令5条の15において準用する施行令5条の12及び5条の13）
 - ・医療法人の書類等の保存（施行令5条の15において準用する施行令5条の14）
- (ii) 国の開設する病院等の開設承認及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(11) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

以下に掲げる事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 特定共済組合が他の事業を行う場合の承認（9条の2第7項）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可（9条の2の3）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可（9条の6の2第1項）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の6の2第4項）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・ 特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認（9条の9第4項）
- ・ 協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例（9条の9第5項において準用する9条の2の3）
- ・ 協同組合連合会の共済規程の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第1項）
- ・ 協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第4項）
- ・ 協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・ 協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・ 協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・ 中小企業等協同組合の設立の認可（27条の2第1項）
- ・ 中小企業等協同組合の役員の変更の届出（35条の2）
- ・ 中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認（48条）
- ・ 中小企業等協同組合の定款の変更の認可（51条2項）

- ・一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（57条の5）
- ・特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定（58条の4）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出（58条の7第2項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等（58条の7第3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令（58条の8）
- ・中小企業等協同組合の解散の届出（62条2項）
- ・責任共済等の事業を行う組合の解散の認可（62条4項）
- ・中小企業等協同組合の合併の認可（66条1項）
- ・中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託（96条5項）
- ・中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置（104条）
- ・中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査（105条）
- ・一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出（105条の2第1項及び2項）
- ・中小企業等協同組合の報告の徴収（105条の3第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の立入検査等（105条の4第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置（106条1項から3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置（106条の2（3項を除く。））
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の届出（106条の3）

(12) 身体障害者福祉法（昭24法283）

身体障害者福祉司に係る養成施設の指定（12条5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・精神保健指定医の指定の申請（施行令 2 条の 2）
- ・精神保健指定医証の交付（施行令 2 条の 2 の 2）
- ・指定医証変更の申請（施行令 2 条の 2 の 3）
- ・指定取消しによる指定医証の返納（施行令 2 条の 2 の 4）
- ・研修受講義務の特例に関する書類の提出（施行令 2 条の 2 の 5）

(14) 社会福祉法（昭 26 法 45）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定（19 条 1 項 2 号）
- ・社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。）の定款の申請及び認可（31 条 1 項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39 条の 3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39 条の 4）
- ・社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告（40 条 3 号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出（43 条 1 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出（46 条 2 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出（46 条の 7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出（47 条の 3）
- ・社会福祉法人の合併の認可（49 条 2 項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56 条 2 項から 5 項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57 条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出（59 条 1 項）

(15) 診療放射線技師法（昭 26 法 226）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 診療放射線技師に係る養成所の指定（20条1号、施行令7条及び8条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令9条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所からの報告（施行令10条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令11条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所の指定の取消し（施行令12条及び13条）

(16) 歯科技工士法（昭30法168）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 歯科技工士に係る養成所の指定（14条2号、施行令9条及び10条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令11条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所からの報告（施行令12条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示（施行令13条及び14条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所の指定の取消し（施行令15条及び16条）

(17) 美容師法（昭32法163）

美容師に係る養成施設の指定（4条3項）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(18) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭32法164）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 振興計画の認定及び実施状況の報告（56条の3第1項及び4項）
- ・ 振興計画の変更及び認定の取消し（56条の3第3項、施行令6条1項及び2項）

(19) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

以下に掲げる事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であつて地方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・ 協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・ 公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・ 協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・ 協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・ 協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・ 協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・ 商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・ 商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・ 商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・ 商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・ 商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・ 商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・ 商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・ 主務大臣の命令（67条）
- ・ 商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・ 商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・ 商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）
- ・ 商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・ 商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・ 協業組合への組織変更認可（95条4項）

- ・事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）
- ・商工組合への組織変更認可（97条2項）
- ・株式会社への組織変更の届出（100条の11）

(20) 臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・臨床検査技師に係る養成所の指定（15条1号、施行令10条及び11条）
- ・臨床検査技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令12条）
- ・臨床検査技師に係る養成所からの報告（施行令13条）
- ・臨床検査技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令14条）
- ・臨床検査技師に係る養成所の指定の取消し（施行令15条及び16条）

(21) 調理師法（昭33法147）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・調理師に係る養成施設の指定（3条、施行令1条の2）
- ・調理師に係る養成施設の内容変更（施行令1条の3）
- ・調理師に係る養成施設の入所及び卒業の届出（施行令1条の4）
- ・調理師に係る養成施設の名称等の変更等の届出（施行令1条の5）

(22) 知的障害者福祉法（昭35法37）

知的障害者福祉司に係る養成施設の指定（14条5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(23) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭38法61）

戦没者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(24) 戦傷病者特別援護法（昭 38 法 168）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 指定医療機関の指定（12条）
- ・ 指定医療機関が療養を行うについての指導（13条2項）
- ・ 指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め（16条1項及び2項）
- ・ 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（17条3項）

(25) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(26) 理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定（11条1号及び2号並びに12条1号及び2号、施行令9条及び10条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（施行令11条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設からの報告（施行令12条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令13条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定の取消し（施行令14条及び15条）

(27) 母子保健法（昭 40 法 141）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県、指定都市及び中核市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 国の開設した病院若しくは診療所又は薬局（以下「病院等」という。）に対する指定養育医療機関の指定（20 条 5 項）
- ・ 国の開設した病院等である指定養育医療機関の指定の取消し（20 条 7 項において準用する児童福祉法 20 条 8 項）
- ・ 国の開設した病院等である指定養育医療機関に対する報告の請求、検査及び診療報酬の支払いの一時差止め（20 条 7 項において準用する児童福祉法 21 条の 4）（大臣権限の廃止）

(28) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭 41 法 109）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(29) 製菓衛生師法（昭 41 法 115）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 製菓衛生師に係る養成施設の指定（5 条 1 号、施行令 19 条）
- ・ 製菓衛生師に係る養成施設の指定内容の変更の承認及び届出（施行令 21 条）
- ・ 製菓衛生師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令 22 条）
- ・ 製菓衛生師に係る養成施設の指定の取消し（施行令 23 条及び 24 条）

(30) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭 42 法 57）

戦没者の父母等に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(31) 柔道整復師法（昭 45 法 19）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・柔道整復師に係る養成施設の指定（12条1項、施行令2条及び3条）
- ・柔道整復師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（施行令4条）
- ・柔道整復師に係る養成施設からの報告（施行令5条）
- ・柔道整復師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令6条）
- ・柔道整復師に係る養成施設の指定の取消し（施行令7条及び8条）

(32) 視能訓練士法（昭 46 法 64）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・視能訓練士に係る養成所の指定（14条1号及び2号、施行令10条及び11条）
- ・視能訓練士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令12条）
- ・視能訓練士に係る養成所からの報告（施行令13条）
- ・視能訓練士に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令14条）
- ・視能訓練士に係る養成所の指定の取消し（施行令15条及び16条）

(33) 雇用保険法（昭 49 法 116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

(34) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉士に係る短期養成施設の指定（7条2号、施行令3条）
- ・社会福祉士に係る一般養成施設の指定（7条3号、施行令3条）
- ・介護福祉士に係る養成施設の指定（39条1号から3号、施行令3条）
- ・介護福祉士に係る養成施設の指定（介護福祉士実務者研修施設）（平成27年4月1日から施行される40条2項2号、施行令3条）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設の変更承認及び届出（施行令4条1項及び2項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者による報告（施行令5条）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者又は長に対する報告徴収（施行令6条1項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者又は長に対する指示（施行令6条2項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定の取消し（施行令7条及び8条）

(35) 臨床工学技士法（昭62法60）

臨床工学技士に係る養成所の指定（14条1号から3号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(36) 義肢装具士法（昭62法61）

義肢装具士に係る養成所の指定（14条1号から3号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(37) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平2法70）

(i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録（12条5項3号、施行令1条及び2条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の変更の届出（施行令3条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の報告徴収（施行令4条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し（施行令5条及び6条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設に係る公示（施行令7条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録（12条5項4号、施行令8条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施計画の届出（施行令11条3項）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の変更の届出（施行令12条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止の届出（施行令13条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令（施行令15条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令（施行令16条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の取消し等（施行令17条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収（施行令19条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査（施行令20条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会に関する公示（施行令21条）
- (ii) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(38) 救急救命士法（平3法36）

救急救命士に係る養成所の指定（34条1号、2号及び4号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(39) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平6法117）

指定医療機関の指定及び指定の取消し（12条1項及び3項）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(40) 介護保険法（平9法123）

以下に掲げる事務・権限（地方厚生局の所管に係る事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査（115条の33第1項）
- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する指定等権者からの実施要請に基づく報告命令等の結果通知（115条の33第4項）
- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表、命令・公示及び通知（115条の34第1項から5項）
- ・介護サービス事業者等に対する帳簿書類等の提示命令等（24条1項）
- ・被保険者等に対する介護給付等対象サービスの内容に関する報告及び質問（24条2項）
- ・市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する事業の実施状況に関する報告徴収（197条1項）
- ・市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する事業者及び施設の事務に関する報告徴収、助言及び勧告（197条2項）

(41) 精神保健福祉士法（平9法131）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・精神保健福祉士短期養成施設の指定（7条2号）

・精神保健福祉士一般養成施設の指定（7条3号）

(42) 言語聴覚士法（平9法132）

言語聴覚士に係る養成所の指定（33条1号から3号及び5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(43) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

医療に要する費用の負担を適正なものとする観点からの特定感染症指定医療機関に対する報告の請求及び検査については、都道府県が主体的に行う方向で運用する。

(44) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平13法112）

個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進する。

(45) 健康増進法（平14法103）

誇大表示の禁止に係る勧告及び命令については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

以上の事項のうち、二以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

【農林水産省】

(1) 土地改良法（昭24法195）

土地改良法に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設に関する維持・管理・更新（財産権・水利権等を含む。）に係る事務については、都道府県から移譲の発意があった場合、

土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえ、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行い、協議が整ったものについて、必要に応じて財源措置の在り方等について検討を行った上で移譲する。

(2) 農産物検査法 (昭 26 法 144)

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域内のみにある登録検査機関に関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・不正な手段による農産物検査の受検者に対する処置 (16 条)
- ・登録検査機関の登録 (17 条 1 項から 9 項)
- ・登録検査機関の登録の更新 (18 条 1 項から 4 項)
- ・登録検査機関の変更登録 (19 条 1 項から 3 項)
- ・登録検査機関からの検査結果報告 (20 条 3 項)
- ・登録検査機関からの業務規程の届出及び変更命令 (21 条 1 項及び 2 項)
- ・登録検査機関に対する適合命令 (22 条)
- ・登録検査機関に対する改善命令 (23 条)
- ・登録検査機関に対する登録の取消し、業務停止命令 (24 条 1 項から 4 項)
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する報告の徴収 (30 条 1 項及び 2 項)
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する調査 (31 条 1 項及び 2 項)
- ・聴聞の特例 (32 条 1 項から 3 項)
- ・申出があったときの調査及び措置 (33 条 1 項及び 2 項)

(3) 農地法 (昭 27 法 229) 及び農業振興地域の整備に関する法律 (昭 44 法 58)

(i) 農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律 (平 21 法 57) 附則第 19 条第 4 項に基づき、同法施行後 5 年 (平成 26 年) を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務

の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。

(ii) 農地転用の許可、農用地区域からの除外等について、以下のとおり、その要件の緩和又は明確化を行う。

① 農業の六次産業化の推進

- ・農家レストランについて、第 185 回国会において成立した「国家戦略特別区域法」(平 25 法 107) に基づく国家戦略特別区域において、農用地区域内に設置することができるよう要件緩和を行う。その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討する。
- ・農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工施設及び販売施設について、地域で生産する農畜産物を使用することが可能となるよう要件緩和を行う。

② 再生可能エネルギーの利活用の促進

- ・第 185 回国会において成立した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平 25 法 81) に基づき、市町村が基本計画の中で再生可能エネルギー発電設備整備区域を設定し、荒廃農地等を適切に同区域に設定した場合、原則転用できない第 1 種農地についても、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とする。
- ・農用地区域内に設置が認められる農業用施設に含まれる稲藁等のバイオマス施設を明確化する。

③ 集落の維持等農業・農村の活性化

- ・農地転用の不許可の例外とされる住宅や居住者の日常生活上又は業務上必要な施設として認められる要件である「集落接続」の判断について、当該集落の実情を踏まえた判断が可能であることを明確化する。
- ・農地転用の不許可の例外とされる一般国道等の沿道に設置される休憩所等に含まれるコンビニエンスストア及びその駐車場について明確化する。

- ・農業用施設の利用者のための駐車場等について、農業用施設に含まれることを明確化する。
- ・家畜等の管理のために畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、これを地域の農業の振興を図るための市町村の計画に位置付けて、農用地区域から除外し設置することが可能であることを明確化する。

(4) 食の安全、食育の推進等に関する事務

消費・安全対策交付金を活用して、食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務を都道府県等が実施する場合については、これまでも地域の創意工夫を活かす等の観点から、運用の弾力化を図ってきたところであり、引き続き、政策目標の達成に向け、地方の意見も踏まえつつ、対応する。

(5) 園芸農産物、畜産物等の生産等に関する事務

都道府県等が園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務を実施するための助成措置については、これまでも地域の創意工夫を活かす等の観点から、運用の弾力化を図ってきたところであり、引き続き、政策目標の達成や事業の効果的執行に向け、地方の意見も踏まえて工夫を行う。

【経済産業省】

(1) 商工会議所法（昭28法143）

定款変更の認可（46条2項。ただし、25条1号（目的）、2号（名称）及び4号（地区）の事項に係るものを除く。）については、届出制に変更した上で、都道府県及び指定都市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(2) 下請代金支払遅延等防止法（昭31法120）

下請事業者の利益保護に資するため、地方公共団体の相談対応に資する情報提供を行うとともに、地方公共団体が法違反の疑いのある事案を把握した場合、

国に速やかに通報することを要請するなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない協業組合等であつて経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）

- ・ 商工組合等からの報告の徴収 (92 条)
- ・ 商工組合等に対する立入検査 (93 条)
- ・ 協業組合への組織変更認可 (95 条 4 項)
- ・ 事業協同組合への組織変更の届出 (96 条 8 項)
- ・ 商工組合への組織変更認可 (97 条 2 項)
- ・ 株式会社への組織変更の届出 (100 条の 11)

(4) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平 11 法 18)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認事務については、都道府県に移譲する方向で検討を進める。

(5) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (平 18 法 33)

我が国製造業の国際競争力の強化や新事業の創出に資するため、都道府県と連携し地域ニーズに対応した、ものづくり支援の在り方について検討する。

(6) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平 20 法 33)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく支援措置に係る認定事務については、都道府県に移譲する方向で検討を進める。

(7) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (平 21 法 80)

商店街の活性化を図るため、地域コミュニティの形成に向け、市町村との連携強化を検討する。

(8) 産業競争力強化法 (平 25 法 98)

産業競争力強化法第 126 条の規定に基づき定められる中小企業の事業の再生の支援に関する指針において、国及び地方公共団体の役割を明確化するとともに、相互に連携して取り組む。

【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない事業協同組合等であって地方運輸局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 特定共済組合が他の事業を行う場合の承認（9条の2第7項）
- ・ 事業協同組合の組合員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停（9条の2の2）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可（9条の2の3）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可（9条の6の2第1項）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の6の2第4項）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・ 特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認（9条の9第4項）
- ・ 協同組合連合会の会員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停（9条の9第5項において準用する9条の2の2）
- ・ 協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例（9条の9第5項において準用する9条の2の3）
- ・ 協同組合連合会の共済規程の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第1項）

- ・協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第4項）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・中小企業等協同組合の設立の認可（27条の2第1項）
- ・中小企業等協同組合の役員の変更の届出（35条の2）
- ・中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認（48条）
- ・中小企業等協同組合の定款の変更の認可（51条2項）
- ・一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（57条の5）
- ・特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定（58条の4）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出（58条の7第2項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等（58条の7第3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令（58条の8）
- ・中小企業等協同組合の解散の届出（62条2項）
- ・責任共済等の事業を行う組合の解散の認可（62条4項）
- ・中小企業等協同組合の合併の認可（66条1項）
- ・中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託（96条5項）
- ・中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置（104条）
- ・中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査（105条）
- ・一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出（105条の2第1項及び2項）
- ・中小企業等協同組合の報告の徴収（105条の3第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の立入検査等（105条の4第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置（106条1項から3項）

- ・ 共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置（106条の2（3項を除く。））
- ・ 共済事業を行う中小企業等協同組合の届出（106条の3）

（2）土地改良法（昭24法195）

土地改良法に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設に関する維持・管理・更新（財産権・水利権等を含む。）に係る事務については、都道府県から移譲の発意があった場合、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえ、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行い、協議が整ったものについて、必要に応じて財源措置の在り方等について検討を行った上で移譲する。

（3）道路運送法（昭26法183）

- （i）以下に掲げる事務・権限については、希望する市町村への移譲を基本とし、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については別紙を基本とする。

- ・ 自家用有償旅客運送に係る登録（79条）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る登録の実施（79条の3）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る登録の拒否（79条の4）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録（79条の6）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る変更登録（79条の7第1項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施（79条の7第2項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出（79条の7第3項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録（79条の7第4項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る是正措置命令（79条の9第2項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出（79条の10）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出（79条の11）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し（79条の12）

- ・自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消しによる登録の抹消（79条の13）
- ・自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例（90条）
- ・自家用有償旅客運送に係る報告、検査及び調査（94条1項、3項及び5項）
また、法人格のある団体に限定されている実施主体の弾力化を図る、地域住民等に限定されている旅客の範囲の拡大を図るなど、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう、所要の措置を講ずる。

(ii) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については別紙を基本とする。

- ・自動車道事業（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。）に係る工事施行の認可申請期間の伸長（50条3項）
- ・自動車道事業に係る工事方法の変更の認可の一部（54条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な工事方法の変更に係る届出（54条3項）
- ・自動車道事業に係る工事の完成の期間の伸長（56条2項において準用する50条3項）
- ・自動車道事業に係る供用約款の設定又は変更の認可（62条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な事業計画の変更に係る届出（66条3項）
- ・自動車道事業に係る構造又は設備の変更の認可の一部（67条において準用する54条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な構造又は設備の変更に係る届出（67条において準用する54条3項）
- ・自動車道事業に係る事業改善の命令（70条）
- ・自動車道事業に係る事業の休止の許可（70条の3第1項）
- ・自動車道事業に係る公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令（72条において準用する30条4項）
- ・自動車道事業に係る報告、検査及び調査（94条1項、3項及び5項）

(4) 中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない協業組合等であつて地方運輸局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）
- ・商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・協業組合への組織変更認可（95条4項）
- ・事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）

- ・商工組合への組織変更認可（97条2項）
- ・株式会社への組織変更の届出（100条の11）

（5）自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平13法57）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意（5条4項）
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意（7条2項）
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知（8条2項）
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知（9条3項）
- ・自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出（13条3項）
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査（21条2項）
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知（22条1項）
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知（22条2項）
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る要請、事前の協議・同意（23条2項及び3項）
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意（24条2項）

（6）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）、道路運送法（昭26法183）、自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）

地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。

（7）直轄道路及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

直轄道路・河川の事務・権限の移譲等については、以下のとおり、現段階での基本的な考え方を取りまとめたところであり、具体の財源措置等に係る内容については、今後の直轄道路・河川の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

(i) 基本的な考え方

- ・住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄道路・河川の権限移譲を推進する。
- ・当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。

その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

(ii) 移譲の対象範囲

- ・移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）の方向に沿ったものとする。

なお、具体的な移譲の対象については、国土交通省において、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整を経て決まっていくものである。その際には、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象とはしないものとする。

(iii) 移譲後の位置付け

- ・道路については、原則として、指定区間外国道として移譲し、河川については、当該河川の区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として、当該河川の全区間を移譲する場合は二級河川として移譲するものとする。この場合、国が行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

また、移譲後は、地方公共団体が、地域の実情を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。

- ・バイパスの現道区間については、上記にかかわらず、現行の直轄基準に照らして、その基準に該当しなくなるものは、地方公共団体との協議を経て、地方道又は指定区間外国道に位置付けを変えて移譲する。

(iv) 財源措置

移譲に伴う財源措置については、以下の内容を基本として、今後、内閣府が主導して政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。

国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

①バイパスの現道区間以外の建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。

ただし、移譲時点で事業化されている事業を対象とする。

②維持管理費については、次のとおり財政措置を講ずる。

・個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。

・バイパスの現道区間については、従来、地方に移譲するに当たって、必要に応じ適切な補修等を行った上で移譲してきており、移譲後の財源措置は、通常の地方財政措置が講じられてきているところであり、今回も従前と同様の取扱いとする。

なお、関係地方公共団体との協議・調整が整ったものから順次移譲することとする。

③上記の建設費及び維持管理費について、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、維持管理費に係る地方負担相当額について、適切に対応する。

④建設費及び維持管理費に係る人件費及び事務費については、所要額の総額を適切に積み上げた上で、当該額に応じた地方財政措置を講ずる。

⑤上記①から④の財源措置については、時限的な措置とし、平成 27 年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する。

(v) その他

・道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員等の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、内閣府が主導して政府内で検討を

進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、具体的な方策の必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。

- ・大規模な災害については、これまでも国による支援の充実が図られてきており、今後とも国・地方が協力して適切に対応する。
- ・東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化等を踏まえ、直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

【環境省】

(1) 土壌汚染対策法（平 14 法 53）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・指定調査機関（一の都道府県の区域内のみで調査業務を行うものに限る。以下同じ。）の指定（3条1項）
- ・指定調査機関の変更届出（35条）
- ・指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令（36条3項）
- ・指定調査機関の業務規程の届出又は業務規程変更の届出（37条1項）
- ・指定調査機関に対する適合命令（39条）
- ・指定調査機関の業務廃止届出（40条）
- ・指定調査機関の指定の取消し（42条）
- ・指定調査機関の指定等の公示（43条）
- ・指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（54条5項）

(2) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平 17 法 51）（経済産業省及び国土交通省と共管）

特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収及び立入検査については、都道府県への移譲について検討を進める。

(3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平 18 法 4）

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の受付及び經由

を行う者として指定を希望する地方公共団体については、積極的に指定する。

3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し

【内閣府】

(1) 災害対策基本法（昭36法223）（総務省と共管）

指定都市を始めとする市が、都道府県内市町村への応急救助や応援を行う等により都道府県規模の防災対策において主導的・重要な役割を果たすこととしている場合は、都道府県防災会議の委員（15条5項）にこれらの市の長を位置付けることが有効と考えられることを、各都道府県に通知する。

【外務省】

(1) 旅券法（昭26法267）

一般旅券発給の申請の受理及び交付等に関する事務については、これまで条例による事務処理特例制度を活用した指定都市を始めとする市町村（以下、指定都市等という。）への権限移譲が行われてきたことを踏まえ、適正な事務処理が行われることを担保しつつ、都道府県が指定都市等への移譲を引き続き積極的に進めていくことができるよう、その活用について周知及び情報提供を行う。

また、次世代の旅券発給の在り方に係る今後の検討において、現在の旅券発給体制における国と地方公共団体の役割分担の見直しを含め更に議論を行う中で、指定都市等の事務の在り方についても検討を行う。

【文部科学省】

(1) 学校教育法（昭22法26）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報

の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。

- ・市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可（4条1項2号）
- ・市町村の設置する広域通信制課程の高等学校の認可に係る文部科学大臣への届出（54条3項）

（2）市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）

- 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。
- ・市町村立小中学校等の職員の給与等の負担（1条）

（3）文化財保護法（昭25法214）

- 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。
- ・史跡名勝天然記念物の仮指定（110条1項及び2項）
- ・史跡名勝天然記念物の仮指定の解除（112条1項）
- ・重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導（187条1項及び2項）
- ・文化庁長官等に提出すべき書類等の経由（188条1項から3項）

（4）博物館法（昭26法285）

- 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。
- ・博物館の登録（10条）
- ・博物館の登録申請の受理（11条1項）
- ・博物館の登録要件の審査（12条）
- ・博物館の登録事項等の変更（13条1項及び2項）
- ・博物館の登録の取消し（14条1項及び2項）
- ・博物館の廃止（15条1項及び2項）
- ・規則への委任（16条）
- ・博物館に相当する施設の指定（29条）

（5）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

- 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。
- ・県費負担教職員定数の決定（41条1項及び2項）

(6) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・市町村立小中学校等の学級編制基準の決定(3条2項及び3項)

(7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項、7項及び4条1項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をした場合の公示(3条9項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の設定(5条)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)

※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)」による改正後の条項。

【厚生労働省】

(1) 児童福祉法(昭22法164)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・指定障害児通所支援事業者（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（21条の5の25第2項1号及び3項から5項）
- ・指定障害児通所支援事業者に対する報告等（21条の5の26第1項から4項）
- ・指定障害児通所支援事業者に対する勧告、命令等（21条の5の27第1項から4項）
- ・指定障害児入所施設（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。）の業務管理体制の届出の受理等（24条の19の2において準用する21条の5の25第2項1号、3項から5項、21条の5の26第1項から4項及び21条の5の27第1項から4項）

（2）医療法（昭23法205）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、病院の開設の許可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。

- ・病院の開設の許可（7条1項）
- ・病床数等の変更の許可（7条2項）
- ・病院の休止届出の受理（8条の2第2項）
- ・病院の廃止届出の受理（9条1項）
- ・病院の開設者の死亡届出の受理（9条2項）
- ・病院の開設者の管理免除の許可（12条1項）
- ・病院の管理者の兼任の許可（12条2項）
- ・病院の使用制限命令等（24条1項）
- ・病院の開設の許可の取消し等（29条1項及び2項）

（3）毒物及び劇物取締法（昭25法303）

特定毒物研究者の許可に係る事務・権限については、必要な専門的知識、技術等の習得に向けた都道府県と指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等についての調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

(4) 社会福祉法 (昭 26 法 45)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・社会福祉法人（主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の定款認可（31条1項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39条の3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39条の4）
- ・社会福祉法人の監査に不整の点がある場合であって、評議会のないときの報告（40条3号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出の受理（43条1項及び3項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出の受理（46条2項及び3項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出の受理（46条の7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出の受理（47条の3）
- ・社会福祉法人の合併の認可（49条2項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56条2項から5項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出の受理（59条1項）

(5) 売春防止法 (昭 31 法 118)

婦人相談所（34条1項）については、指定都市も設置できるよう見直す。上記施設を設置した場合においては、以下に掲げる事務・権限を移譲する。

- ・婦人相談員の委嘱（35条1項）

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭 39 法 134)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・特別児童扶養手当の受給の認定（5条1項）
- ・特別児童扶養手当の受給の認定に関する調査（36条）
- ・特別児童扶養手当の受給の認定に関する資料の提供等（37条）

(7) 職業能力開発促進法 (昭 44 法 64)

職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校（16条2項）については、指定都市も設置できるよ

う見直す。上記施設を設置した場合においては、以下に掲げる事務・権限を指定都市が実施できるよう見直す。

- ・公共職業能力開発施設以外の施設による職業訓練の実施（15条の6第3項）

（8）介護保険法（平9法123）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。ただし、介護サービス情報の公表（115条の35以下）については、利用者や事業者の利便性の確保等のため、指定都市と都道府県が調整を行った結果も十分に踏まえつつ、平成28年度以降に予定されている介護サービス情報公表システムの改修・整備を経た上で、指定都市に移譲する。

- ・介護サービス事業者（全ての事業所等が一の指定都市の区域内にある介護サービス事業者（全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業等のみを行う事業者を除く。）に限る。115条の33第1項、115条の33第3項及び115条の34第1項から4項について同じ。）の業務管理体制の整備に関する届出、変更届及び区分変更届の受理（115条の32第2項から4項）
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査（115条の33第1項）
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令等の実施要請（115条の33第3項）
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表及び命令・公示（115条の34第1項から4項）
- ・介護サービス情報の報告（115条の35第1項）
- ・介護サービス情報の公表（115条の35第2項）
- ・介護サービス情報の報告に係る調査（115条の35第3項）
- ・介護サービス情報の報告に係る是正命令等（115条の35第4項）
- ・介護サービス事業者に対する指定等の取消し等（115条の35第6項）
- ・指定調査機関への調査事務委託（115条の36第1項）
- ・指定調査機関の指定（115条の36第2項）
- ・指定調査機関に対する立入検査等（115条の40第1項）
- ・指定調査機関の業務の休廃止の許可（115条の41）
- ・指定情報公表センターへの情報公表事務委託（115条の42第1項）

- ・指定情報公表センターの指定（115条の42第2項）
- ・指定情報公表センターに対する立入検査等（115条の42第3項において準用する115条の40第1項）
- ・指定情報公表センターの業務の休廃止の許可（115条の42第3項において準用する115条の41）
- ・介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の公表の推進に係る配慮義務（115条の44）

(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市と都道府県の間での情報の共有が図られるよう検討した上で、指定都市に移譲する。

- ・結核に係る定期の健康診断の実施の指示（53条の2第3項）

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・指定事業者等（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（51条の2第2項1号及び3項から5項）
- ・指定事業者等に対する報告等（51条の3第1項から4項）
- ・指定事業者等に対する勧告、命令等（51条の4第1項から4項）
- ・指定一般相談支援事業者（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（51条の31第2項1号及び3項から5項）
- ・指定一般相談支援事業者に対する報告等（51条の32第1項から4項）
- ・指定一般相談支援事業者に対する勧告、命令等（51条の33第1項から4項）

(11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）（文部科学省と共管）（再掲）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務

処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項、7項及び4条1項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条8項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をした場合の公示（3条9項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の設定（5条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）

※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）」による改正後の条項。

以上の事項のうち、二以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

【農林水産省】

(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭25法175）及び食品表示法（平25法70）（消費者庁と共管）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 製造業者等に対する指示（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第1項及び2項、食品表示法6条1項）
- ・ 製造業者等に対する措置命令（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第4項、食品表示法6条5項）
- ・ 表示に関する指示又は命令の内容の公表（農林物資の規格化及び品質表示の

適正化に関する法律 19 条の 14 の 2、食品表示法 7 条)

- ・ 製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 20 条 3 項、食品表示法 8 条 2 項）
- ・ 不適正表示に係る申出の受付及び調査（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 21 条の 2 第 1 項及び 2 項、食品表示法 12 条 1 項及び 3 項）

※ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭 25 法 175)」における飲食料品の品質表示基準に関する規定については、「食品表示法(平 25 法 70)」(施行は平成 27 年 6 月までの政令で定める日)に移管されることとなっているため、同法の改正も必要となる(なお、食品表示法の施行後は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」について、名称が「農林物資の規格化等に関する法律」に変更となり、条項番号が一部変更となる。)

(2) 農地法(昭 27 法 229)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可(18 条 1 項、施行令 27 条)
- ・ 土地又は工作物に対する立入調査等(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可に係る事務・権限に限る。以下同じ。)(49 条 1 項)
- ・ 立入調査等に係る事前通知又は公示(49 条 3 項)
- ・ 立入調査等に係る損失補償(49 条 5 項)
- ・ 土地の状況等に関する報告の徴収(50 条)

(3) 農地法(昭 27 法 229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44 法 58) (再掲)

農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・ 農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平 21 法 57)附則第 19 条第 4 項に基づき、同法施行後 5 年(平成 26 年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。

【経済産業省】

(1) 火薬類取締法（昭 25 法 149）

火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

(2) 採石法（昭 25 法 291）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・採石業者の採取計画の認可（33 条）
- ・採石業者の採取計画の変更の認可等（33 条の 5 第 1 項、2 項及び 4 項）
- ・市町村長の意見の聴取等（33 条の 6）
- ・採石業者に対する認可採取計画の変更命令（33 条の 9）
- ・採石業者の岩石採取の休止及び廃止の届出の受理（33 条の 10）
- ・採石業者の認可の取消し等（33 条の 12）
- ・採石業者に対する緊急措置命令等（33 条の 13 第 1 項及び 2 項）
- ・市町村長の要請（33 条の 14）
- ・岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令（33 条の 17）
- ・聴聞の特例（34 条の 4）
- ・採石業者に対する指導及び助言（34 条の 6）
- ・採石業者に係る報告及び検査（42 条 1 項）

(3) 高圧ガス保安法（昭 26 法 204）

高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限については、災害発生時の対応等を踏まえた移譲の対象となる事務・権限の範囲、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

(4) 商工会議所法 (昭 28 法 143)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、定款変更の認可 (46 条 2 項。ただし、25 条 1 号 (目的)、2 号 (名称) 及び 4 号 (地区) の事項に係るものを除く。) については、届出制に変更した上で、指定都市に移譲する。

- ・ 特定商工業者該当基準の許可 (7 条 2 項)
- ・ 商工業者法定台帳の作成期間の延長、同延長の通知 (10 条 2 項及び 3 項)
- ・ 特定商工業者に対する負担金賦課の許可 (12 条 1 項)
- ・ 商工会議所の定款変更の認可 (46 条 2 項)
- ・ 商工会議所の事業状況等の報告の受理 (57 条)
- ・ 商工会議所に対する報告徴収及び検査 (58 条 1 項)
- ・ 商工会議所に対する警告等 (59 条 1 項及び 4 項 (同条 1 項 2 号に係るものを除く。))

(5) 工業用水法 (昭 31 法 146) (環境省と共管)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 工業用水の採取の許可 (3 条 1 項)
- ・ 工業用水の採取の許可の申請の受理 (4 条 1 項)
- ・ 工業用水採取井戸の変更の許可 (7 条 1 項)
- ・ 工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理 (9 条)
- ・ 工業用水採取許可の承継の届出の受理 (10 条 3 項)
- ・ 許可井戸の廃止の届出の受理 (11 条)
- ・ 工業用水採取の許可の取消し (13 条)
- ・ 工業用水採取許可者に対する緊急措置 (14 条)
- ・ 土地の立入許可 (22 条 1 項)
- ・ 土地の立入の事前通知 (22 条 2 項)
- ・ 土地の立入による損失補償 (22 条 6 項)
- ・ 工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収 (24 条)
- ・ 工業用水採取許可井戸への立入検査許可 (25 条 1 項)
- ・ 聴聞の特例 (26 条 1 項)

(6) 砂利採取法 (昭 43 法 74)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・砂利採取業者の採取計画の認可（16条）
- ・砂利採取業者の採取計画の変更の認可等（20条1項から3項）
- ・砂利採取業者に対する認可採取計画の変更命令（22条）
- ・砂利採取業者に対する緊急措置命令等（23条1項及び2項）
- ・砂利採取業者の砂利採取の廃止の届出の受理（24条）
- ・砂利採取業者の認可の取消し等（26条）
- ・砂利採取業者からの報告の徴収（33条）
- ・砂利採取業者に対する立入検査等（34条2項）
- ・都道府県知事への通報等（36条1項から3項）
- ・市町村長の要請（37条1項及び2項）
- ・聴聞の特例（38条1項）

(7) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平5法51）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・商工会等の基盤施設計画の認定（5条1項）
- ・商工会等の基盤施設計画の変更等（6条1項及び2項）
- ・商工会等の連携計画の認定（18条1項）
- ・商工会等の連携計画の変更等（19条1項及び2項）
- ・商工会等からの基盤施設計画又は連携計画の報告（22条1項）

【国土交通省】

(1) 公有水面埋立法（大10法57）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・公有水面の埋立の免許（2条1項及び2項）
- ・公有水面の埋立の免許の出願があった場合の出願事項の縦覧等（3条1項から3項）
- ・埋立免許を受けた者の水面権利者に対する補償等に係る裁定（6条3項）
- ・水面の利用施設に係る補償等の命令（10条）
- ・埋立免許の告示（11条）

- ・免許料の徴収（12条1項）
- ・工事の着手及び竣功の時期の指定（13条）
- ・出願事項の変更の許可（13条の2第1項）
- ・埋立免許を受けた者の他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可（14条1項）
- ・埋立の権利の譲渡の許可（16条1項）
- ・埋立の権利の承継の届出の受理（20条）
- ・埋立工事の竣功認可等（22条1項及び2項）
- ・竣功認可前の埋立地の使用の許可等（23条）
- ・埋立地に関する権利の移転又は設定の許可等（27条1項及び3項）
- ・埋立地の用途変更の許可等（29条1項及び3項）
- ・埋立地に関する権利取得者に対する災害防止措置の命令（30条）
- ・工事施行区域内にある物件の除却命令（31条）
- ・竣功認可前の違反行為等に対する監督処分等（32条）
- ・竣功認可後の違反行為等に対する是正等の命令等（33条）
- ・失効した埋立免許の効力の復活等（34条）
- ・免許失効の場合の原状回復義務の免除等（35条）
- ・無免許の埋立工事に対する監督処分等（36条において準用する32条1項及び35条）
- ・鑑定費用の徴収（37条）
- ・免許料及び鑑定費用の強制徴収（38条）
- ・国が行う埋立に係る承認等（42条）
- ・国が埋立てた土地の地方公共団体への帰属（43条）
- ・国土交通大臣への認可申請（47条1項）

（2）都市計画法（昭43法100）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等（一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る。）（15条1項1号）

（3）国土利用計画法（昭49法92）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・規制区域の指定 (12条1項)
- ・規制区域の指定の公告 (12条3項)
- ・規制区域の指定に係る国土交通大臣への報告等 (12条5項)
- ・規制区域の指定に係る土地利用審査会への確認 (12条6項)
- ・規制区域の指定に係る土地利用審査会からの通知の受理 (12条7項)
- ・規制区域の指定に係る公告等 (12条8項)
- ・規制区域の指定に係る地価の動向等の調査 (12条10項)
- ・規制区域の再指定 (12条11項)
- ・規制区域の解除 (12条12項)
- ・規制区域の解除に係る土地利用審査会への確認 (12条13項)
- ・規制区域の解除に係る国土交通大臣への報告等 (12条14項において準用する12条5項)
- ・規制区域の減少に係る公告、確認及び報告等 (12条15項において準用する12条12項から14項)
- ・国土交通大臣の指示による規制区域の指定等 (13条1項)
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可 (14条1項)
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可申請の受理 (15条1項)
- ・宅地の造成等のための費用の認定等 (16条1項1号)
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可に係る土地利用審査会への意見聴取 (16条2項)
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可又は不許可の処分 (17条1項)
- ・土地に関する権利の移転等に係る国等との協議 (18条)
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り請求の受理 (19条1項)
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り (19条2項)
- ・規制区域の指定に係る適正かつ合理的な土地利用の確保 (22条)

(4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平9法49)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・個人施行者による防災街区整備事業の施行の認可 (122条1項)

- ・ 防災街区整備事業組合の設立及び事業計画の認可（136条1項から3項）
- ・ 事業会社による防災街区整備事業の施行の認可（165条1項）
- ・ 個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社による防災街区整備事業の権利変換計画の認可（204条1項）
- ・ 個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社に対する措置命令（268条3項）
- ・ 個人施行者に対する監督（269条）
- ・ 防災街区整備事業組合に対する監督（270条）
- ・ 事業会社に対する監督（271条）

4 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5 一括法案等の提出

上記2及び3の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙)

移譲後の措置

【総務省】

(1)放送法(昭25法132)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
133①	小規模共聴施設(500 端子以下で地上テレビジョン放送の同時再放送のみを行うもの。有料放送及び区域外再放送を行う場合を除き、施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。)による業務開始の届出	自治事務		
133②	小規模共聴施設による業務の変更の届出	自治事務		
134②	小規模共聴施設による事業の承継の届出	自治事務		
135①②	小規模共聴施設による業務の廃止等の届出	自治事務		
145②	小規模共聴施設の有線電気通信設備の設置の状況等について、関係者からの資料提供等に係る要求	自治事務		
145③	小規模共聴施設の道路法違反に係る第174条に基づく処分について、国土交通大臣への事前通知	自治事務		
145④	小規模共聴施設による業務の状況に関する報告徴収及び立入検査	自治事務		
174	小規模共聴施設による業務の停止命令	自治事務		
175	小規模共聴施設による業務に関する資料の提出要求	自治事務		

【厚生労働省】

(2)児童福祉法(昭22法164)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
13② I	児童福祉司及び児童福祉施設の職員(児童自立支援専門員を含む。)に係る養成施設及び講習会の指定	自治事務		
18の6 I 令5①②	保育士に係る養成施設の指定	自治事務		

18の7 令5⑤	保育士に係る養成施設に対する報告の要求、指導及び検査	自治事務		
令5③④	保育士に係る養成施設の指定内容の変更承認及び届出	自治事務		
令5⑥⑦	保育士に係る養成施設の指定の取消し	自治事務		
20⑤	国の開設した病院に対する指定療育機関の指定	自治事務		
20⑧	国の開設した病院である指定療育機関の指定の取消し	自治事務		
21の4①	国の開設した病院である指定療育機関に対する報告の要求及び検査(大臣権限の廃止)	自治事務		
21の4②	国の開設した病院である指定療育機関に対する診療報酬の支払いの一時差止め(大臣権限の廃止)	自治事務		

(3)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
2①② 令1、令2	はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定	自治事務	事後報告	
2③ 令3	はり師及びきゆう師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令4	はり師及びきゆう師に係る養成施設からの報告	自治事務	事後報告	
令5	はり師及びきゆう師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令6、令7	はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定の取消し	自治事務	事後報告	

(4)食品衛生法(昭22法233)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
48⑥Ⅲ、 49 令14、令 15	食品衛生管理者に係る養成施設の登録	自治事務		
令16	食品衛生管理者に係る養成施設の変更の届出	自治事務		

令17	食品衛生管理者に係る養成施設に対する報告徴収	自治事務		
令18、令19	食品衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し	自治事務		
令20	食品衛生管理者に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示	自治事務		
48⑥IV、 49 令21	食品衛生管理者に係る講習会の登録	自治事務		
令25	食品衛生管理者に係る講習会の登録の変更	自治事務		
令26	食品衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止	自治事務		
令28	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令	自治事務		
令29	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令	自治事務		
令30	食品衛生管理者に係る講習会の登録の取消し	自治事務		
令32	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収	自治事務		
令33	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査	自治事務		
令34	食品衛生管理者に係る講習会の登録、登録の変更及び取消しの公示	自治事務		
令9①、令14、令15	食品衛生監視員に係る養成施設の登録	自治事務		
令16	食品衛生監視員に係る養成施設の変更の届出	自治事務		
令17	食品衛生監視員に係る養成施設に対する報告徴収	自治事務		
令18、令19	食品衛生監視員に係る養成施設の登録の取消し	自治事務		
令20	食品衛生監視員に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示	自治事務		

(5) 理容師法(昭22法234)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
3③	理容師に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	

(7) 消費生活協同組合法(昭23法200)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
10③	共済事業を行う組合等における兼業に係る承認	自治事務		
12④ⅡⅢ ⑥	組合等に係る員外利用の許可及び命令	自治事務		
〈保険業 法305、 306、307 ①Ⅲ〉	組合等に係る共済事業に伴う立入検査等、業務改善命令及び登録の取消し等 ※12の2③において準用	自治事務		
30の2②	組合等の役員に欠員が生じた場合における措置	自治事務		
〈30の2 ②〉	組合等の役員に欠員が生じた場合における措置(代表理事に係るもの) ※30の9⑤において準用	自治事務		
〈30の2 ②〉	組合等の役員に欠員が生じた場合における措置(組合の解散及び清算に係るもの) ※73において準用	自治事務		
40④～ ⑧、〈58、 59①～ ⑤〉	組合等に係る定款、共済事業規約及び貸付事業規約の変更の認可等 ※40⑦において準用する場合を含む	自治事務		
50の2⑤	組合等に係る共済事業の譲渡等の届出	自治事務		
50の4①	組合等の共済事業に係る経理の他の経理への資産運用等の禁止の承認	自治事務		
50の5	共済事業を行う組合等に係る健全性の基準の定め	自治事務		
50の9	共済事業を行う組合等に係る価格変動準備金の積立の認可	自治事務		

50の12② ③	共済事業を行う組合等に係る共済計理人の意見書の写しの提出等	自治事務		
50の13	共済事業を行う組合等に係る共済計理人の解任命令	自治事務		
50の14①	共済事業を行う組合等に係る資産運用の方法等の承認	自治事務		
53の4① ③	共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更の申出の承認	自治事務		
53の5	共済事業を行う組合等に係る業務の停止等の命令	自治事務		
53の10① ～③、〈民事再生法 61①〉	共済事業を行う組合等に係る共済調査人による調査 ※53の10④において準用	自治事務		
53の13① ②	共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更に係る承認	自治事務		
53の17②	共済事業兼業組合に係る議決権等の事前承認	自治事務		
〈53の17 ②〉	共済事業専業組合に係る議決権等の事前承認 ※53の19②において準用	自治事務		
57①②、 58、59② ③	組合等の設立の認可	自治事務		
62②、〈57 ②、58、59 ②③〉	組合等の解散の認可 ※62③において準用	自治事務		
69①、〈57 ②、58、59 ②③〉	組合等の合併の認可 ※69②において準用	自治事務		
63①、 〈58、59② ③〉	解散した組合等の継続の認可 ※63③において準用	自治事務		
64②	組合員の減少による解散の届出	自治事務		
89②	組合等の解散の登記の嘱託	自治事務		
〈商業登 記法14、 25③〉	組合等に係る登記の嘱託等 ※92において準用	自治事務		

92の2① ②	組合等の決算関係書類等の提出	自治事務		
93、93の 2、93の3 ①②	組合等に係る報告の徴収及び検査	自治事務		
94①～⑤	組合等に係る検査	自治事務		
94の2① ②④⑤	共済事業を行う組合等に係る監督上の処分	自治事務		
95①～③	組合等に係る法令等の違反に対する処分	自治事務		
96①	組合等に係る議決、選挙及び当選の取消し	自治事務		
96の2	共済事業を行う組合等に係る共済代理店の設置等の届出	自治事務		

(8) 保健師助産師看護師法(昭23法203)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
19Ⅱ、20 Ⅱ、21Ⅲ 令11、令 12	保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令13	保健師、助産師及び看護師に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令14	保健師、助産師及び看護師に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令15	保健師、助産師及び看護師に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令16、令 17	保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(9) 歯科衛生士法(昭23法204)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12Ⅱ 令2、令3	歯科衛生士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令4	歯科衛生士に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令5	歯科衛生士に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令6、令7	歯科衛生士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示	自治事務		
令8	歯科衛生士に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(10) 医療法(昭23法205)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
<42の2① ②>	医療法人(二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。)のうち、社会医療法人の認定 ※68の2①において準用	自治事務		
<44①③、 45>	医療法人の設立認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
<46の2① ただし書、 46の3①た だし書②、 46の4⑤ ⑥⑦IV、 47①た だし書>	医療法人の理事等に係る認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
<50①～ ③>	医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出 ※68の2①において準用	自治事務		
<52>	医療法人の事業報告書の届出等 ※68の2①において準用	自治事務		
<55⑥⑦ (57⑤にお いて準用 する場合 を含む。) ⑧、56の 6、56の 11、56の 12③④、 57④、58>	医療法人の解散及び合併の認可等 ※68の2①において準用	自治事務		

〈63①〉	医療法人に対する報告徴収及び立入検査 ※68の2①において準用	自治事務		
〈64〉	医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員 の解任勧告 ※68の2①において準用	自治事務		
〈64の2〉	医療法人のうち社会医療法人の認定取消し及び業務停 止命令 ※68の2①において準用	自治事務		
〈65、66〉	医療法人の設立認可の取消し ※68の2①において準用	自治事務		
〈67①③〉	医療法人に対する弁明の機会の付与 ※68の2①において準用	自治事務		
令5の11	医療法人台帳の記載等	自治事務		
〈令5の5〉	社会医療法人に係る認定 ※令5の15において準用	自治事務		
〈令5の 12、令5の 13〉	医療法人の登記及び役員変更の届出 ※令5の15において準用	自治事務		
〈令5の 14〉	医療法人の書類等の保存 ※令5の15において準用	自治事務		

(11) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
9の2⑦	特定共済組合が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事 業の利用の認可	自治事務		
9の6の2 ①	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可	自治事務		
9の6の2 ④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更 又は廃止の認可	自治事務		
〈保険業 法305〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共 済代理店に対する立入検査等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
〈保険業 法306〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共 済代理店に対する業務改善命令 ※9の7の5①において準用	自治事務		

〈保険業法307①Ⅲ〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
9の9④	特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
〈9の2の3〉	協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2①〉	協同組合連合会の共済規程の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2④〉	協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法305〉	協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法306〉	協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法307①Ⅲ〉	協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し ※9の9⑤において準用	自治事務		
27の2①	中小企業等協同組合の設立の認可	自治事務		
35の2	中小企業等協同組合の役員の変更の届出	自治事務		
48	中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認	自治事務		
51②	中小企業等協同組合の定款の変更の認可	自治事務		
57の5	一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
58の4	特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定	自治事務		
58の7②	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出	自治事務		
58の7③	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等	自治事務		
58の8	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令	自治事務		
62②	中小企業等協同組合の解散の届出	自治事務		

62④	責任共済等の事業を行う組合の解散の認可	自治事務		
66①	中小企業等協同組合の合併の認可	自治事務		
96⑤	中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託	自治事務		
104	中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置	自治事務		
105	中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査	自治事務		
105の2① ②	一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出	自治事務		
105の3① ～④	中小企業等協同組合の報告の徴収	自治事務		
105の4① ～④	中小企業等協同組合の立入検査等	自治事務		
106①～ ③	中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置	自治事務		
106の2(③ を除く。)	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置	自治事務		
106の3	共済事業を行う中小企業等協同組合の届出	自治事務		

(12) 身体障害者福祉法(昭24法283)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12 V	身体障害者福祉司に係る養成施設の指定	自治事務		

(13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
令2の2	精神保健指定医の指定の申請	法定受託事務		
令2の2の 2	精神保健指定医証の交付	法定受託事務		

令2の2の3	指定医証変更の申請	法定受託事務		
令2の2の4	指定取消しによる指定医証の返納	法定受託事務		
令2の2の5	研修受講義務の特例に関する書類の提出	法定受託事務		

(14) 社会福祉法(昭26法45)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
19①Ⅱ	社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定	自治事務		
31①	社会福祉法人(法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。)の定款の申請及び認可	法定受託事務		
39の3	社会福祉法人の仮理事の選任	法定受託事務		
39の4	社会福祉法人の特別代理人の選任	法定受託事務		
40Ⅲ	社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告	法定受託事務		
43①③	社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出	法定受託事務		
46②③	社会福祉法人の解散の認可及び届出	法定受託事務		
46の7	社会福祉法人の清算人の届出	法定受託事務		
47の3	社会福祉法人の清算結了の届出	法定受託事務		
49②	社会福祉法人の合併の認可	法定受託事務		
56②~⑤	社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等	法定受託事務		
57	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止	法定受託事務		
59①	社会福祉法人の事業概要の届出	法定受託事務		

(15) 診療放射線技師法(昭26法226)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
20 I 令7、令8	診療放射線技師に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令9	診療放射線技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令10	診療放射線技師に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令11	診療放射線技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令12、令13	診療放射線技師に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(16) 歯科技工士法(昭30法168)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14 II 令9、令10	歯科技工士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令11	歯科技工士に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令12	歯科技工士に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令13、令14	歯科技工士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示	自治事務		
令15、令16	歯科技工士に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(17) 美容師法(昭32法163)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
4③	美容師に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	

(18)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭32法164)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
56の3① ④	振興計画の認定及び実施状況の報告	自治事務	事後報告	
56の3③ 令6①②	振興計画の変更及び認定の取消し	自治事務	事後報告	

(19)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5の7②	協業組合の事業転換の認可	自治事務		
5の17①	協業組合の設立の認可	自治事務		
5の22	公正取引委員会の請求	自治事務		
5の23③	協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
5の23④	協業組合の解散の届出、合併の認可	自治事務		
5の23⑤	協業組合の解散登記の囑託	自治事務		
5の23⑥	協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分	自治事務		
9	商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認	自治事務		
17の2①	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	自治事務		
33	商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可	自治事務		
42①	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	自治事務		

47②	商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可	自治事務		
47③	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可	自治事務		
54	商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託	自治事務		
67	主務大臣の命令	自治事務		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	自治事務		
69④	商工組合等の解散命令の官報掲載	自治事務		
71	商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出	自治事務		
92	商工組合等からの報告の徴収	自治事務		
93	商工組合等に対する立入検査	自治事務		
95④	協業組合への組織変更認可	自治事務		
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	自治事務		
97②	商工組合への組織変更認可	自治事務		
100の11	株式会社への組織変更の届出	自治事務		

(20)臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
15 I 令10、令11	臨床検査技師に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

令12	臨床検査技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令13	臨床検査技師に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令14	臨床検査技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令15、令16	臨床検査技師に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(21) 調理師法(昭33法147)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
3 令1の2	調理師に係る養成施設の指定	自治事務		
令1の3	調理師に係る養成施設の内容変更	自治事務		
令1の4	調理師に係る養成施設の入所及び卒業の届出	自治事務		
令1の5	調理師に係る養成施設の名称等の変更等の届出	自治事務		

(22) 知的障害者福祉法(昭35法37)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
14V	知的障害者福祉司に係る養成施設の指定	自治事務		

(23) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭38法61)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
	戦没者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(24) 戦傷病者特別援護法(昭38法168)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12	指定医療機関の指定	法定受託事務		
13②	指定医療機関が療養を行うについての指導	法定受託事務		
16①②	指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め	法定受託事務		
17③	指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等	法定受託事務		

(25) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(26) 理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
11 I II、 12 I II 令9、令10	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	
令11	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令12	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設からの報告	自治事務	事後報告	
令13	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令14、令 15	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(27) 母子保健法(昭40法141)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
20⑤	国の開設した病院若しくは診療所又は薬局(以下「病院等」という。)に対する指定養育医療機関の指定	自治事務		
〈児童福祉法20⑥〉	国の開設した病院等である指定養育医療機関の指定の取消し ※20⑦において準用	自治事務		
〈児童福祉法21の4〉	国の開設した病院等である指定養育医療機関に対する報告の請求、検査及び診療報酬の支払いの一時差止め(大臣権限の廃止) ※20⑦において準用	自治事務		

(28) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭41法109)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(29) 製菓衛生師法(昭41法115)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5 I 令19	製菓衛生師に係る養成施設の指定	自治事務		
令21	製菓衛生師に係る養成施設の指定内容の変更の承認及び届出	自治事務		
令22	製菓衛生師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令23、令24	製菓衛生師に係る養成施設の指定の取消し	自治事務		

(30) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭42法57)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
	戦没者の父母等に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(31) 柔道整復師法(昭45法19)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12① 令2、令3	柔道整復師に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	
令4	柔道整復師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令5	柔道整復師に係る養成施設からの報告	自治事務	事後報告	
令6	柔道整復師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令7、令8	柔道整復師に係る養成施設の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(32) 視能訓練士法(昭46法64)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14 I II 令10、令11	視能訓練士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令12	視能訓練士に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令13	視能訓練士に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令14	視能訓練士に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令15、令16	視能訓練士に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(34)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
7Ⅱ 令3	社会福祉士に係る短期養成施設の指定	自治事務	事後報告	
7Ⅲ 令3	社会福祉士に係る一般養成施設の指定	自治事務	事後報告	
39Ⅰ～Ⅲ 令3	介護福祉士に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	
平成27年 4月1日か ら施行さ れる40② Ⅱ 令3	介護福祉士に係る養成施設の指定(介護福祉士実務者 研修施設)	自治事務	事後報告	
令4①②	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設の変更 承認及び届出	自治事務	事後報告	
令5	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者 による報告	自治事務	事後報告	
令6①	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者 又は長に対する報告徴収	自治事務		
令6②	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者 又は長に対する指示	自治事務		
令7、令8	社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定の取 消し	自治事務	事後報告	

(35)臨床工学技士法(昭62法60)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14Ⅰ～Ⅲ	臨床工学技士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

(36) 義肢装具士法(昭62法61)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14 I ~ III	義肢装具士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

(37) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12⑤III 令1、令2	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録	自治事務		
令3	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の変更の届出	自治事務		
令4	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の報告徴収	自治事務		
令5、令6	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し	自治事務		
令7	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設に係る公示	自治事務		
12⑤IV 令8	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録	自治事務		
令11③	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施計画の届出	自治事務		
令12	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の変更の届出	自治事務		
令13	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止の届出	自治事務		
令15	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令	自治事務		
令16	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令	自治事務		
令17	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の取消し等	自治事務		
令19	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収	自治事務		
令20	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査	自治事務		

令21	食鳥処理衛生管理者に係る講習会に関する公示	自治事務		
-----	-----------------------	------	--	--

(38)救急救命士法(平3法36)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
34 I II IV	救急救命士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

(39)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平6法117)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12①③	指定医療機関の指定及び指定の取消し	法定受託事務		

(40)介護保険法(平9法123)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
115の33 ①	介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。)に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査	自治事務		
115の33 ④	介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。)に対する業務管理体制の整備に関する指定等権者からの実施要請に基づく報告命令等の結果通知	自治事務		
115の34 ①~⑤	介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。)に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表、命令・公示及び通知	自治事務		
24①	介護サービス事業者等に対する帳簿書類等の提示命令等	自治事務		

24②	被保険者等に対する介護給付等対象サービスの内容に関する報告及び質問	自治事務		
197①	市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対する事業の実施状況に関する報告徴収	自治事務		
197②	市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対する事業者及び施設の事務に関する報告徴収、助言及び勧告	自治事務		

(41)精神保健福祉士法(平9法131)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
7Ⅱ	精神保健福祉士短期養成施設の指定	自治事務	事後報告	
7Ⅲ	精神保健福祉士一般養成施設の指定	自治事務	事後報告	

(42)言語聴覚士法(平9法132)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
33Ⅰ～Ⅲ Ⅴ	言語聴覚士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

【農林水産省】

(2) 農産物検査法(昭26法144)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
16	不正な手段による農産物検査の受検者に対する処置	自治事務	事後報告	有 ※一度に多数の表示除去等を迅速に実施しなければならない場合など、国民の利益を保護する緊急の必要があると認めるとき
17①～⑨	登録検査機関の登録	自治事務		
18①～④	登録検査機関の登録の更新	自治事務		
19①～③	登録検査機関の変更登録	自治事務		
20③	登録検査機関からの検査結果報告	自治事務	事後報告	
21①②	登録検査機関からの業務規程の届出及び変更命令	自治事務		
22	登録検査機関に対する適合命令	自治事務	事後報告	
23	登録検査機関に対する改善命令	自治事務	事後報告	
24①～④	登録検査機関に対する登録の取消し、業務停止命令	自治事務	事後報告	
30①②	農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する報告の徴収	自治事務	事後報告	有 ※一度に多数の表示除去等を迅速に実施しなければならない場合など、国民の利益を保護する緊急の必要があると認めるとき
31①②	農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する調査	自治事務	事後報告	有 ※一度に多数の表示除去等を迅速に実施しなければならない場合など、国民の利益を保護する緊急の必要があると認めるとき
32①～③	聴聞の特例	自治事務		
33①②	申出があったときの調査及び措置	自治事務		

【経済産業省】

(1)商工会議所法(昭28法143)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
46②	定款変更の認可 (25条1号(目的)、2号(名称)及び4号(地区)の事項に係るものを除く。) ※届出制に変更	自治事務		

(3)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5の7②	協業組合の事業転換の認可	自治事務		
5の17①	協業組合の設立の認可	自治事務		
5の22	公正取引委員会の請求	自治事務		
5の23③	協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
5の23④	協業組合の解散の届出、合併の認可	自治事務		
5の23⑤	協業組合の解散登記の囑託	自治事務		
5の23⑥	協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分	自治事務		
9	商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認	自治事務		
17の2①	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	自治事務		
33	商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可	自治事務		
42①	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	自治事務		

47②	商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可	自治事務		
47③	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可	自治事務		
54	商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託	自治事務		
67	主務大臣の命令	自治事務		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	自治事務		
69④	商工組合等の解散命令の官報掲載	自治事務		
71	商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出	自治事務		
92	商工組合等からの報告の徴収	自治事務		
93	商工組合等に対する立入検査	自治事務		
95④	協業組合への組織変更認可	自治事務		
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	自治事務		
97②	商工組合への組織変更認可	自治事務		
100の11	株式会社への組織変更の届出	自治事務		

【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
9の2⑦	特定共済組合が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
9の2の2	事業協同組合の組合員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停	自治事務		

9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可	自治事務		
9の6の2 ①	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可	自治事務		
9の6の2 ④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可	自治事務		
〈保険業法305〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
〈保険業法306〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令 ※9の7の5①において準用	自治事務		
〈保険業法307①Ⅲ〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
9の9④	特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
〈9の2の2〉	協同組合連合会の会員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の2の3〉	協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2①〉	協同組合連合会の共済規程の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2④〉	協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法305〉	協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法306〉	協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法307①Ⅲ〉	協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し ※9の9⑤において準用	自治事務		
27の2①	中小企業等協同組合の設立の認可	自治事務		
35の2	中小企業等協同組合の役員の変更の届出	自治事務		
48	中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認	自治事務		

51②	中小企業等協同組合の定款の変更の認可	自治事務		
57の5	一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
58の4	特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定	自治事務		
58の7②	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出	自治事務		
58の7③	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等	自治事務		
58の8	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令	自治事務		
62②	中小企業等協同組合の解散の届出	自治事務		
62④	責任共済等の事業を行う組合の解散の認可	自治事務		
66①	中小企業等協同組合の合併の認可	自治事務		
96⑤	中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託	自治事務		
104	中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置	自治事務		
105	中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査	自治事務		
105の2①②	一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出	自治事務		
105の3①④	中小企業等協同組合の報告の徴収	自治事務		
105の4①④	中小企業等協同組合の立入検査等	自治事務		
106①③	中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置	自治事務		
106の2(③を除く。)	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置	自治事務		
106の3	共済事業を行う中小企業等協同組合の届出	自治事務		

(3)道路運送法(昭26法183)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
79	自家用有償旅客運送に係る登録	自治事務		
79の3	自家用有償旅客運送に係る登録の実施	自治事務		
79の4	自家用有償旅客運送に係る登録の拒否	自治事務		
79の6	自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録	自治事務		
79の7①	自家用有償旅客運送に係る変更登録	自治事務		
79の7②	自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施	自治事務		
79の7③	自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出	自治事務		
79の7④	自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録	自治事務		
79の9②	自家用有償旅客運送に係る是正措置命令	自治事務		
79の10	自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出	自治事務		
79の11	自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出	自治事務		
79の12	自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し	自治事務		
79の13	自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消しによる登録の抹消	自治事務		
90	自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例	自治事務		
94①③⑤	自家用有償旅客運送に係る報告、検査及び調査	自治事務		
50③	自動車道事業(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。)に係る工事施行の認可申請期間の伸長	法定受託事務		
54①	自動車道事業に係る工事方法の変更の認可の一部	法定受託事務		

54③	自動車道事業に係る軽微な工事方法の変更に係る届出	法定受託事務		
(50③)	自動車道事業に係る工事の完成の期間の伸長 ※56②において準用	法定受託事務		
62①	自動車道事業に係る供用約款の設定又は変更の認可	法定受託事務		
66③	自動車道事業に係る軽微な事業計画の変更に係る届出	法定受託事務		
(54①)	自動車道事業に係る構造又は設備の変更の認可の一部 ※67において準用	法定受託事務		
(54③)	自動車道事業に係る軽微な構造又は設備の変更に係る届出 ※67において準用	法定受託事務		
70	自動車道事業に係る事業改善の命令	法定受託事務		
70の3①	自動車道事業に係る事業の休止の許可	法定受託事務		
(30④)	自動車道事業に係る公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令 ※72において準用	法定受託事務		
94①③⑤	自動車道事業に係る報告、検査及び調査	法定受託事務		

(4) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5の7②	協業組合の事業転換の認可	自治事務		
5の17①	協業組合の設立の認可	自治事務		
5の22	公正取引委員会の請求	自治事務		
5の23③	協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
5の23④	協業組合の解散の届出、合併の認可	自治事務		
5の23⑤	協業組合の解散登記の嘱託	自治事務		

5の23⑥	協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分	自治事務		
9	商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認	自治事務		
17の2①	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	自治事務		
33	商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可	自治事務		
42①	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	自治事務		
47②	商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可	自治事務		
47③	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可	自治事務		
54	商工組合及び商工組合連合会の解散登記の囑託	自治事務		
67	主務大臣の命令	自治事務		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	自治事務		
69④	商工組合等の解散命令の官報掲載	自治事務		
71	商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出	自治事務		
92	商工組合等からの報告の徴収	自治事務		
93	商工組合等に対する立入検査	自治事務		
95④	協業組合への組織変更認可	自治事務		
96③	事業協同組合への組織変更の届出	自治事務		
97②	商工組合への組織変更認可	自治事務		
100の11	株式会社への組織変更の届出	自治事務		

(5)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5④	都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意	自治事務		
7②	都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意	自治事務		
8②	都道府県公安委員会からの変更の届出の通知	自治事務		
9③	都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知	自治事務		
13③	自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出	自治事務		
21②	自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査	自治事務		
22①	都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知	自治事務		
22②	自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知	自治事務		
23②③	都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る要請、事前の協議・同意	自治事務		
24②	都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意	自治事務		

【環境省】

(1)土壌汚染対策法(平14法53)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
3①	指定調査機関(一の都道府県の区域内のみで調査業務を行うものに限る。以下同じ。)の指定	自治事務		
35	指定調査機関の変更届出	自治事務		
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令	自治事務		
37①	指定調査機関の業務規程の届出又は業務規程変更の届出	自治事務		

39	指定調査機関に対する適合命令	自治事務		
40	指定調査機関の業務廃止届出	自治事務		
42	指定調査機関の指定の取消し	自治事務		
43	指定調査機関の指定等の公示	自治事務		
54⑤	指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査	自治事務		



地方分権改革のこれまでの経緯

内閣		主な経緯
宮澤内閣 (H3.11～H5.8)	H5.6	地方分権の推進に関する決議(衆参両院)
細川内閣 (H5.8～H6.4)	H5.10	臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)最終答申
羽田内閣 (H6.4～H6.6)	H6.2	今後における行政改革の推進方策について(閣議決定)
村山内閣 (H6.6～H8.1)	H6.5	行政改革推進本部地方分権部会発足
	H6.9	地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)
	H6.12	地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定)
	H7.5	地方分権推進法成立
	H7.7	地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(→H13.7解散) ※H8.3 中間報告 H8.12 第1次勧告 H9.3 第2次勧告 H10.1 第3次勧告 H11.26 第4次勧告 H12.11 第5次勧告 H13.6 最終報告
橋本内閣 (H8.1～H10.7)	H10.5	地方分権推進計画(閣議決定)
小淵内閣 (H10.7～H12.4)	H11.7	地方分権一括法成立 ↑ 機関委任事務制度の廃止等
森内閣 (H12.4～H13.4)		
小泉内閣 (H13.4～H18.9)	H13.7	地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)(→H16.7解散) ※H15.6三位一体の改革についての意見
	H14～17.6	骨太の方針(閣議決定)(毎年) ↑ 国庫補助負担金改革 税源移譲 地方交付税改革 三位一体改革
	17.11	政府・与党合意
安倍内閣 (第1次) (H18.9～H19.9)	H18.6	地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)
福田内閣 (H19.9～H20.9)	H18.7	骨太の方針(閣議決定)
麻生内閣 (H20.9～H21.9)	H18.12	地方分権改革推進法成立
鳩山内閣 (H21.9～H22.6)	H19.4	地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(→H22.3解散) ※H19.5 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方 H20.5 第1次勧告 H20.12 第2次勧告 H21.10 第3次勧告 H21.11 第4次勧告
菅内閣 (H22.6～H23.9)	H21.12	地方分権改革推進計画(閣議決定)
野田内閣 (H23.9～H24.12)	H23.4	第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立
安倍内閣 (第2次) (H24.12～)	H23.8	第2次一括法成立
	H25.3	地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣)
	H25.4	地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦)
	H25.6	第3次一括法成立

これまでの地方分権改革の成果

第一次分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成等
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例：農地転用(2～4 ha)の許可権限(国→都道府県)

第二次分権改革

地方分権改革推進委員会の勧告
(H20.5第1次勧告～H21第4次勧告)

地方に対する規制緩和
(義務付け・枠付けの見直し)

基礎自治体への権限移譲

国と地方の協議の場の法制化

国から地方への事務・権限の
移譲等

法的措置

第1次一括法
(H23.4成立)

第2次一括法
(H23.8成立)

第3次一括法
(H25.6成立)

○ 義務付け・枠付けの見直し

勧告で示された4,076条項のうち、見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%)

○ 権限移譲

勧告で示された82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目を見直し(69%)

国と地方の協議の場に関する法律(H23.4成立)

H25.9 当面の方針(地方分権改革推進本部決定)

H25.12 見直し方針(閣議決定)【予定】

H26 第4次一括法案(通常国会に提出)【予定】

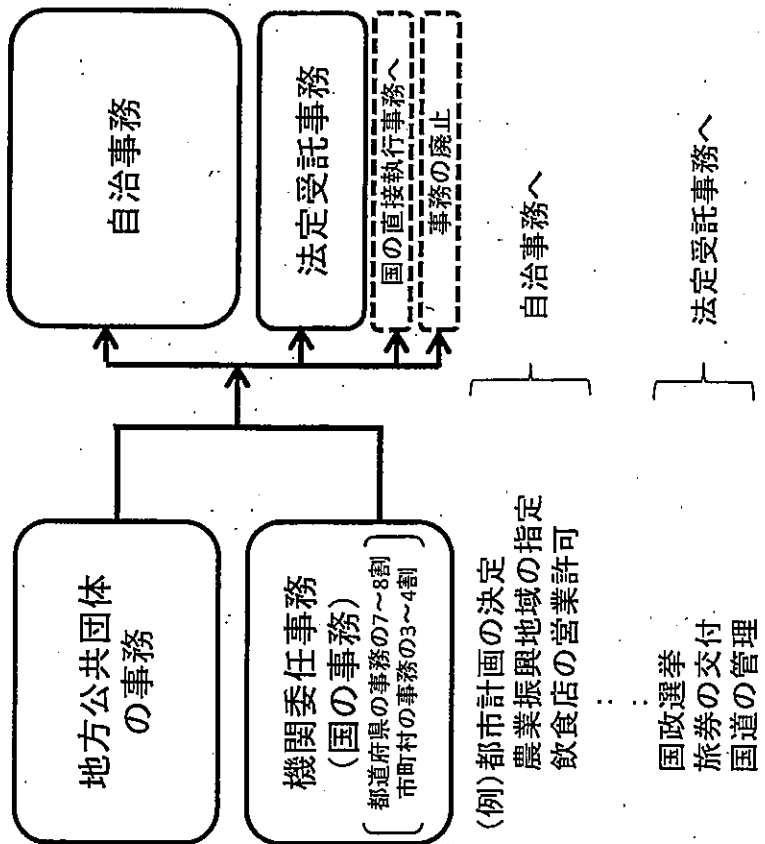
第一次分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)



2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルール創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - 関与は個別の法令の根拠を要すること
 - 関与は必要最小限のものとする
 - 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

(例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
・公営住宅の管理等に関する建築大臣の指示 → 廃止

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

(例)・国 → 都道府県 農地転用 (2ha超4ha以下)の許可権限
一定の保安林の指定・解除の権限
・都道府県 → 市町村 用途地域に関する都市計画の決定等
障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

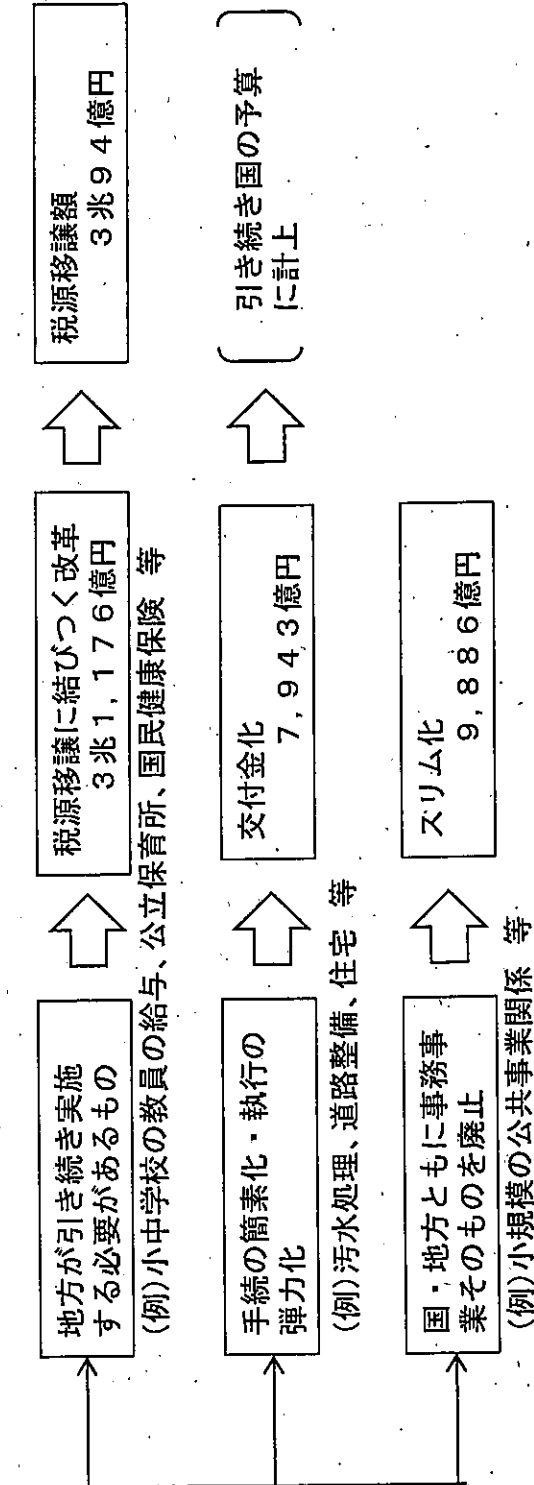
- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正

三位一体改革

三位一体改革の成果

① 国庫補助負担金改革	約 4.7兆円
② 税源移譲	約 3兆円
③ 地方交付税改革	約 Δ5.1兆円

① 国庫補助負担金改革 4兆6,661億円 (H16~H18)



② 税源移譲 3兆94億円
 国の所得税から地方の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を実施(個人住民税は一律10%化)

③ 地方交付税改革 約Δ5.1兆円
 ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制 約Δ5.1兆円
 ・算定の簡素化、不交付団体の増加

第二次分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（74%）

(例) 施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
職員等の資格・定数等 消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等（調整中）

(1) 国から地方（第4次一括法案等）

見直すべきとされた96事項に対し、65事項を見直し方針で措置（68%）（P）

○ 移譲する事務・権限【48事項(P)】

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【17事項(P)】

例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

(2) 都道府県から市町村（第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた105項目に対し、72項目の移譲を実施（69%）

例：①未熟児の訪問指導等、②農地等の権利移動の許可等、③三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

(3) 都道府県から指定都市（第4次一括法案等）

見直すべきとされた64事項に対し、41事項（現行法で処理できるもの（8事項）を含む）を見直し方針で措置（64%）（P）

○ 移譲する事務・権限【29事項(P)】

例：①県費負担教職員の給与等の負担、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、県費負担教職員の定数の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開路及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項(P)】

例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

⇒ (1) 及び (3) について、次期通常国会に第4次一括法案を提出予定

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して対処していくため、同法に基づき引き続き運営

